中小企業経営承継円滑化法
申請マニュアル

平成 20 年 9 月 17 日

中小企業庁財務課

目次

第 1 章　経営承継円滑化法について 5
第 1 節　経営承継円滑化法の概要 5
第 2 節　用語について 5
1. 中小企業者（法第 2 条、施行令、施行規則第 1 条第 1 項） 5
2. 特例中小企業者（法第 3 条第 1 項、施行規則第 1 条第 2 項） 5
3. 旧代表者（法第 3 条第 2 項、施行規則第 1 条第 3 項） 5
4. 後継者（法第 3 条第 3 項、施行規則第 1 条第 4 項） 5
5. 戸籍謄本等（施行規則第 1 条第 5 項） 6
6. 従業員数証明書（施行規則第 1 条第 6 項） 6
7. 上場会社等（施行規則第 1 条第 7 項） 7
8. 事業用資産等（施行規則第 1 条第 8 項） 7
9. 同族関係者（施行規則第 1 条第 9 項） 7
10. 特別子会社（施行規則第 1 条第 10 項） 8
11. 大法人等（施行規則第 1 条第 11 項） 8
第 3 節　申請方法について 8

第 2 章　遺留分に関する民法の特例制度 11
第 1 節　遺留分制度の概要 11
1. 遺留分の意義 11
2. 遺留分の額の算出方法 11
3. 遺留分放棄制度による対策の限界 12
第 2 節　遺留分に関する民法の特例の概要 13
1. 2 つの特例 13
2. 除外合意 13
3. 固定合意 13
4. 手続 14
第 3 節　定義 14
1. 特例中小企業者 14
2. 旧代表者 14
3. 後継者 15
第 4 節　遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容 16
1. 遺留分の算定に係る合意等の概要 16
2. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等 16
(1)　除外合意（第 1 号） 17

(2)　固定合意（第 2 号）.....17
(3)　法第 4 条第 1 項ただし書の解釈.....18
(4)　法第 4 条第 3 項の規定による定めの具体例.....19
3. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等.....19
(1)　後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第 5 条）.....19
(2)　旧代表者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第 6 条第 1 項）.....20
(3)　後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第 6　条第 2 項）.....20

第 3 章　金融支援措置について.....21
第 1 節　金融支援のポイント.....21
1. 中小企業信用保険法の特例（法第 13 条）.....21
2. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（法第 14 条）21
第 2 節　経済産業大臣の認定（会社編）.....23
1. 認定の要件.....23
2. 認定の申請手続.....26
(A)　共通事項.....26
(A)-1　認定申請書の記載要領.....26
(A)-2　認定申請書の添付書類.....28
(B)　事由別事項.....29
(B)-1　申請者又はその代表者が、これらの者以外が有している株式等や事業用資産等を取得する必要があること（第 1 号事由）.....29
(B)-1-1　株式等を取得する場合.....29
(B)-1-2　事業用資産等を取得する場合.....30
(B)-2　申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第 2 号事由）.....32
(B)-3　申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第 3 号事由）.....33
(B)-4　仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第 4 号事由）.....34
(B)-5　取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第 5 号事由）.....35
(B)-6　申請者の代表者が申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者の代表者が有する申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れ

るための価額弁償をすること（第 6 号事由）.....37
(B)-7　申請者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該申請者の株式等に係る相続税を納付すること（第 7 号事由）.....38
(B)-8　その他諸費用が生じたこと（第 8 号事由）.....38
第 3 節　経済産業大臣の認定（個人事業主編）.....39
1. 認定の要件.....39
2. 認定の申請手続.....41
(A)　共通事項.....41
(A)-1　認定申請書の記載要領.....41
(A)-2　認定申請書の添付書類.....43
(B)　事由別事項.....43
(B)-1　申請者が、当該者以外が有している事業用資産等を取得する必要があること（第 1 号事由）.....43
(B)-2　申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること(第 2 号事由).....45
(B)-3　申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第 3 号事由）.....45
(B)-4　仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第 4 号事由）.....46
(B)-5　取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第 5 号事由）.....47
(B)-6　申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること（第 6 号事由）.....48
(B)-7　その他諸費用が生じたこと（第 7 号事由）.....49
第 4 節　認定事由と添付書類の対応関係.....50
第 5 節　認定の通知.....52
第 6 節　認定の取消し.....52

第 4 章　事業承継税制のベースとなる要件について.....54
第 1 節　事業承継税制のポイント.....54
第 2 節　経済産業大臣の認定.....56
1. 認定について.....56
2. 認定の要件.....56
3. 認定の手続.....66
(1)　申請書の記載要領.....66
(2)　添付書類.....72

4. 認定の通知 75
第 3 節　事業継続報告について 76
1. 報告事項について（施行規則第 12 条第 1 項） 76
2. 報告の手続（施行規則第 12 条第 2 項） 77
(1)　報告書の様式 77
(2)　添付書類 81
第 4 節　認定の取消しについて（施行規則第 9 条第 2 項・第 3 項） 82
第 5 節　合併があった場合の認定の承継（施行規則第 10 条関係） 86
1. 合併の類型 86
2. 合併があった場合における認定の効力の消滅と認定の承継 86
3　合併があった場合に認定を承継するための要件 87
4. 合併があった場合に認定を承継するための手続 89
(1)　合併報告書の記載要領 89
(2)　合併報告書の添付書類 93
5. 認定の承継の効果 94
第 6 節　株式交換等があった場合の認定の承継（施行規則第 11 条関係） 95
1. 株式交換等の類型 95
2. 株式交換等があった場合における認定の承継 96
3. 株式交換等があった場合に認定を承継するための要件 97
4. 株式交換等があった場合に認定を承継するための手続 98
(1)　株式交換等報告書の記載要領 98
(2)　株式交換等報告書の添付書類 103
5. 認定の承継の効果 104
第 7 節　計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認（法第 15 条、施行規則第 14 条～17 条、附則第 2 条） 106
1. 計画的な承継に係る取組について 106
2. 経済産業大臣の確認を受けるための要件（施行規則第 14 条） 107
3. 確認を申請するための手続（施行規則第 15 条） 110
(1)　確認申請書の記載要領 110
(2)　確認申請書の添付書類 113
4. 確認内容を変更するための手続（施行規則第 16 条） 116
5. 確認の取消しについて（施行規則第 17 条） 117

第１章　経営承継円滑化法について

第１節　経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、①　遺留分に関する民法の特例、②　事業承継時の金融支援措置、③　事業承継税制の基本的枠組み　を盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成 20 年 5 月 9 日に第 169 回通常国会において可決・成立しました。施行日は、平成 20 年 10 月 1 日でありますが、遺留分に関する民法の特例に係る規定については、制度整備と周知に必要な期間を考慮し、平成 21 年 3 月 1 日から施行されます。

第２節　用語について

1. 中小企業者（法第２条、施行令、施行規則第１条第１項）

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ、政令によりその範囲を拡大しています。

表 1　法の対象となる中小企業者の範囲

中小企業基本法上の中小企業者の定義

	資本金	又は	従業員数
製造業その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

政令により範囲を拡大した業種（灰色部分を拡大）

	資本金	又は	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下		900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5千万円以下		200人以下

2. 特例中小企業者（法第３条第１項、施行規則第１条第２項）

3. 旧代表者（法第３条第２項、施行規則第１条第３項）

4. 後継者（法第３条第３項、施行規則第１条第４項）

上記の 2 から 4 までの用語は、「第 2 章　遺留分に関する民法の特例制度」において詳細を解説しておりますので、そちらをご参照ください。なお、民法の特例制度における「後継者」と一般的な「後継者」は意味が異なりますのでご注意ください。

5. 戸籍謄本等（施行規則第 1 条第 5 項）

民法の特例制度や金融支援制度においては、遺留分権利者や親族を明らかにする必要があります。そこで、戸籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出を求めることにしています。なお、ひとつの戸籍は夫婦とその子単位で構成されているため、婚姻などにより戸籍から除かれる場合があります。このため、明らかにすることが必要とされている関係によって、本人以外の者を含む複数の戸籍謄本や除籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要となる場合があります。

6. 従業員数証明書（施行規則第 1 条第 6 項）

法に基づく経済産業大臣の確認や認定の申請をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出する必要があります。施行規則では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

① 厚生年金保険[1]の標準報酬月額決定通知書

70 歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。厚生年金保険が適用される事業所においては、70 歳未満であり、かつ、日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない者(いわゆるパートタイマー)を除き、いわゆる「正社員」として使用され報酬を受け取っている者は、必ず厚生年金保険の被保険者になります。また、厚生年金保険の保険料や保険給付の額の計算のために、毎年 7 月 1 日と新規加入時に、被保険者の給与を基準として「標準報酬月額」を定めます。「標準報酬月額決定通知書」は、上記の標準報酬月額を社会保険事務所が決定した際に事業主にその旨を通知するものです。この決定通知書に厚生年金保険の被保険者の氏名が記載されています。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になります。このため、決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務以外役員の役員の人数を除いた人数が 70 歳未満の常時使用する従業員の数となります。

② 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70 歳以上 75 歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。健康保険が適用される事業所においては、75 歳未満であれば、他の医療保険（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険）に加入している場合を除き、①の厚生年金保険のように「正社員」であれば必ず健康保険の被保険者になるとともに、毎年 7 月 1 日と新規加入時には「標準報酬月額」を定めます。「標準報酬月額決定通知書」は、上記の標準報酬月額を保険者が決定した際に事業主にその旨を通知するものです。したがって、70 歳以上 75 歳未満の従業

[1] 厚生年金保険及び健康保険については、5 人未満の一部の事業所を除き、従業員を常時使用する事業所は適用対象となります（厚生年金法第 6 条第 1 項及び健康保険法第 3 条第 3 項）。また、日々雇用される者や臨時に使用される者は被保険者から除かれます（厚生年金法第 12 条及び第 3 条第 1 項）。

員がいる場合には、この決定通知書に記載されている被保険者のうち 70 歳以上の被保険者の人数が 70 歳以上 75 歳未満の常時使用する従業員の数となります。ただし、(1)の厚生年金保険と同様に、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になります。このため、70 歳以上 75 歳未満の使用人兼務以外役員の役員がいる場合には、その人数を除く必要があります。

③　その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①及び②の書類の提出を求めていますが、厚生年金保険や健康保険の適用対象外である場合や 75 歳以上の従業員がいる場合など、これらの書類がない場合には、雇用契約書などの書類を提出することが必要です。

7. 上場会社等（施行規則第 1 条第 7 項）

民法の特例制度や金融支援制度の対象となる中小企業者については、会社である場合には、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社が除かれます。この適用対象外となる会社を「上場会社等」と定義しています。

8. 事業用資産等（施行規則第 1 条第 8 項）

工場用の土地や建物といった不動産（これらに関する地上権、賃借権、抵当権などの所有権以外の権利も含みます。）、機械などの動産は、中小企業者の事業の実施に不可欠な資産です。また、中小企業者が第三者から貸付けを受けている場合や支払を留保している金銭などがある場合には、当該貸付金や未収金に係る第三者の債権も事業の実施に不可欠なものであると考えられます。

法では、このような事業の実施に不可欠な不動産や動産に中小企業者に対する貸付金や未収金を含めて「事業用資産等」と定義しています。

9. 同族関係者（施行規則第 1 条第 9 項）

代表者と以下のとおり強い関係のある者を「同族関係者」と定義しています。

① 代表者[2]の親族
② 代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③ 代表者の使用人
④ ①から③までに掲げる者以外で代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を

[2] 会社を代表する者をいい、株式会社の場合には、取締役（代表取締役が定められている場合は当該代表取締役）、持分会社の場合には、業務を執行する社員（会社を代表する社員を定めた場合は当該社員）。

維持しているもの

⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

⑥ 代表者と①から⑤までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数[3]の過半数を有している会社

⑦ 代表者と①から⑥までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社

⑧ 代表者と①から⑦までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社

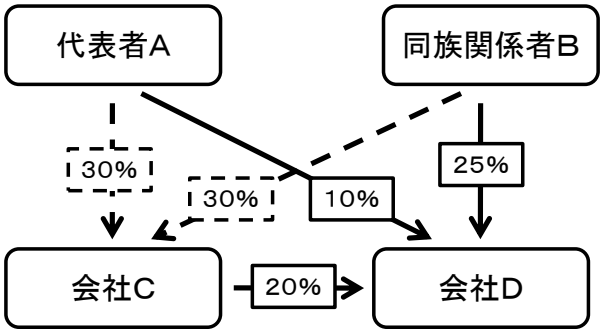

（※）上図の%は議決権株式の保有比率です。この場合、会社Ｃと会社Ｄは両者とも代表者Ａの同族関係者に該当します。

10. 特別子会社（施行規則第 1 条第 10 項）

会社とその代表者と当該代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

11. 大法人等（施行規則第 1 条第 11 項）

中小企業者に該当しない法人（大企業や持分ある医療法人）を「大法人等」と定義しています。

第 3 節　申請方法について

法に基づく申請については、全国 9 ヶ所にある地方経済産業局にて受け付けております。窓口に提出していただく以外にも、郵送または電子申請による提出が可能です。なお、民法の特例係る確認業務については本省において行いますので、経済産業省本省に直接提出いただくことになりますが、地方経済産業局に提出いただくことも可能です。

[3] 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいいます（施行規則第 1 条第 9 項第 6 号イ）。

＜経済産業省本省連絡先＞

中小企業庁 事業環境部 財務課	〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 3 番 1 号	03-3501-1511（代表） 03-3501-5803（直通）

＜地方経済産業局　中小企業課　連絡先一覧＞

北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311（代表） 011-709-1783（直通）
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111（代表） 022-222-2425（直通）
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 合同庁舎 1 号館	048-601-1200（代表） 048-600-0321（直通）
中部経済産業局 産業部中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2748(直通)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6000（代表） 06-6966-6023(直通)
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号	082-224-5661（直通）
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 5～7 階	087-811-8900（代表） 087-811-8529(直通)
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館 7 階	092-482-5447（直通）
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0031(代表) 098-866-1755(直通)

＜参考：申請方法の模式図＞

1. 民法特例　確認業務は経済産業省本省において対応。申請については①地方局経由、②本省直接 の送付の両方が可能。

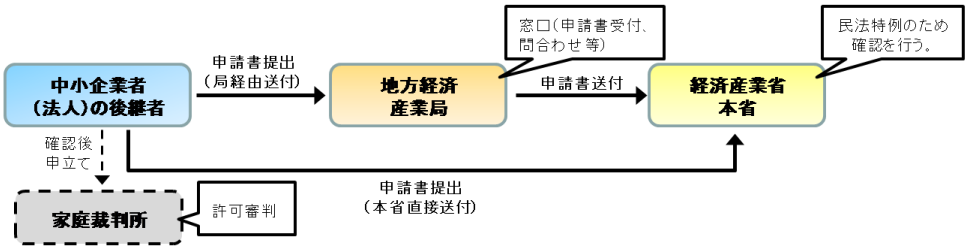

2. 金融支援

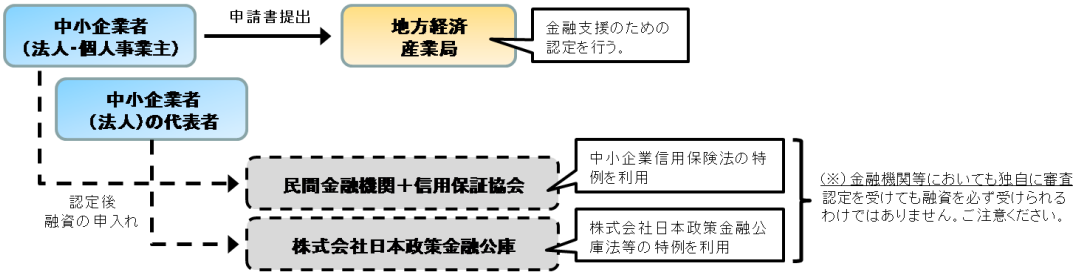

3. 事業承継税制のベースとなる要件の認定（2. 金融支援の一部）

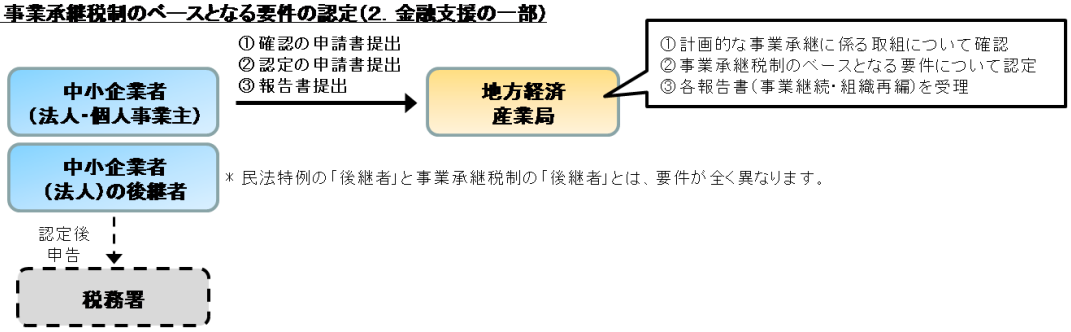

第 2 章　遺留分に関する民法の特例制度

（※）遺留分に関する民法の特例制度は、平成 21 年 3 月 1 日から施行されます。現在、家庭裁判所の許可の申立てに係る手続について、最高裁判所規則の制定等の準備作業を進めているところです。

第 1 節　遺留分制度の概要

1. 遺留分の意義

人は、自らの財産を自由に処分することができるはずですが、民法は、相続人の生活の安定や最低限度の相続人間の公平を確保するために、兄弟姉妹以外の相続人に最低限の相続の権利を保障しています（民法第 1028 条）。これが「遺留分」です。被相続人による財産の処分によって、遺留分を侵害された相続人は、遺留分の額以上の財産を取得した相続人に対して、財産の返還を請求することができます（民法第 1031 条）。これが「遺留分減殺請求権」です。

2. 遺留分の額の算出方法

次の計算式により算出された遺留分算定基礎財産の価額に遺留分の比率（原則として 2 分の 1。直系尊属だけが相続人の場合は 3 分の 1。）を乗じることによって、相続人全体にとっての遺留分の額を算出します（民法第 1028 条）。これに個々の相続人の法定相続分を乗じることによって、個々の相続人が有する遺留分の額を算出します（民法第 1044 条で準用する同法第 900 条）。また、生前贈与された財産を遺留分算定基礎財産に算入すべき価額は、すべて相続開始時を基準に評価された価額となります[4]ので、後継者が生前贈与を受けた自社株式の価値が、後継者の努力によって被相続人の相続開始時までの間に上昇した場合には、後継者以外の相続人の遺留分の額が増大する結果となってしまいます。

注）特別受益とは、被相続人から相続人に対する遺贈又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与をいいます。

例えば、以下の事例における遺留分の額は、次のとおりです。

【事例】
相続人：配偶者、子 2 人
被相続人の相続開始時の財産：不動産 2000 万円、預金 1000 万円
後継者である子に対する贈与：自社株式 1 億 2000 万円
負債：3000 万円
【遺留分算定基礎財産の価額】

[4] 最判昭和 51 年 3 月 18 日民集 30 巻 2 号 11 頁

不動産 2000 万円＋預金 1000 万円＋自社株式 1 億 2000 万円－負債 3000 万円
＝1 億 2000 万円
【相続人全体にとっての遺留分の額】
1 億 2000 万円×1/2＝6000 万円
【個々の相続人の遺留分の額】
配偶者＝6000 万円×1/2＝3000 万円
子 2 人＝各 6000 万円×1/4＝各 1500 万円

被相続人の相続開始時の財産（不動産 2000 万円、預金 1000 万円）を配偶者と後継者以外の子が、それぞれ不動産 2000 万円、預金 1000 万円を相続した場合、配偶者は 1000 万円（3000 万円－2000 万円）の遺留分侵害を受け、後継者以外の子は 500 万円（1500 万円－1000 万円）の遺留分侵害を受けていることになるので、それぞれ後継者である子に対して、自社株式の生前贈与につき遺留分減殺請求をすることができます。その結果、後継者が贈与を受けた自社株式が相続人間で分散してしまうことになります。

3. 遺留分放棄制度による対策の限界

現行民法上においても、非後継者が遺留分の事前放棄（民法第 1043 条）をすることによって、遺留分に係る紛争を未然に防止することが可能です。しかしながら、遺留分の事前放棄による対策には、以下のような限界があります。

① 非後継者の手続負担

遺留分の事前放棄は、遺留分を放棄しようとする者が自ら個別に家庭裁判所に申立てをして、許可を受ける必要があります。非後継者にとっては、何らのメリットもないのに、このような手続をしなければならないというのは、相当な負担となります。

② 遺留分算定基礎財産に算入すべき価額の固定化

自社株式のように、後継者の貢献が価値の変動に影響を及ぼす財産については、一切遺留分を主張することができないことには非後継者の同意を得られないが、一定時点における価額に固定し、その後の価値上昇分に対しては遺留分を主張しないということには同意を得ることができる場合も考えられます。しかしながら、遺留分の事前放棄では、遺産すべてに対する遺留分を放棄するか、遺留分の一部を放棄する場合であっても特定の財産の全部を放棄するしかなく、推定相続人全員の同意があったとしても、予め特定の財産について遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を固定することはできません。

第 2 節　遺留分に関する民法の特例の概要

1. 2 つの特例

法は、以上のような遺留分制度による制約を解決するため、後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社株式（完全無議決権株式を除く。）又は持分（以下、本マニュアルにおいては無議決権株式を含む発行済株式を単に「株式」といい、無議決権株式を除く株式又は持分を「株式等」といいます。）について、先代経営者の推定相続人全員の合意を前提として、次の 2 つの特例制度を創設しました。

① その価額を遺留分算定基礎財産に算入しないこと（「除外合意」）。

② 遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を予め固定すること（「固定合意」）。

2. 除外合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等は、その贈与がいつ行われたものであっても、民法の規定によれば、「特別受益」としてすべて遺留分算定基礎財産に算入され、原則として、遺留分減殺請求の対象となります。

しかしながら、当該株式等を除外合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入されなくなり、遺留分減殺請求の対象にもならなくなります。

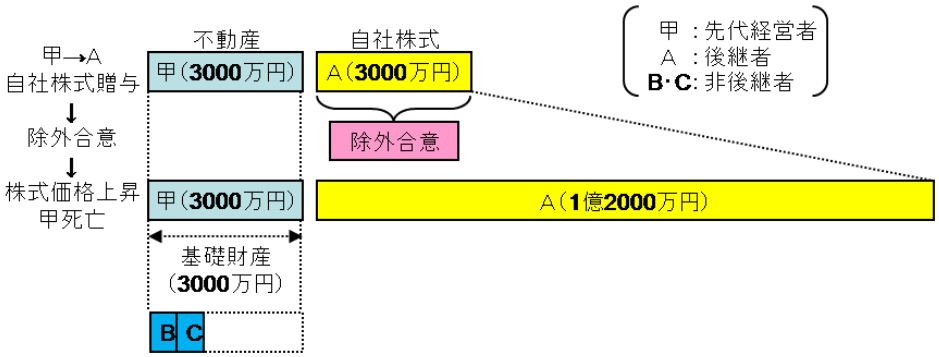

3. 固定合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額は、相続開始時を基準とする評価額です。下図のとおり、贈与時に 3000 万円だった自社株式の価値が相続開始時には 1 億 2000 万円に上昇していた場合には、その価値上昇が後継者の努力によるものであったとしても、上昇後の 1 億 2000 万円が遺留分算定基礎財産に算入されます。

これに対して、当該株式等を固定合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入すべき価額が 3000 万円となり、価値上昇分 9000 万円は遺留分算定基礎財産に算入されなくなります。

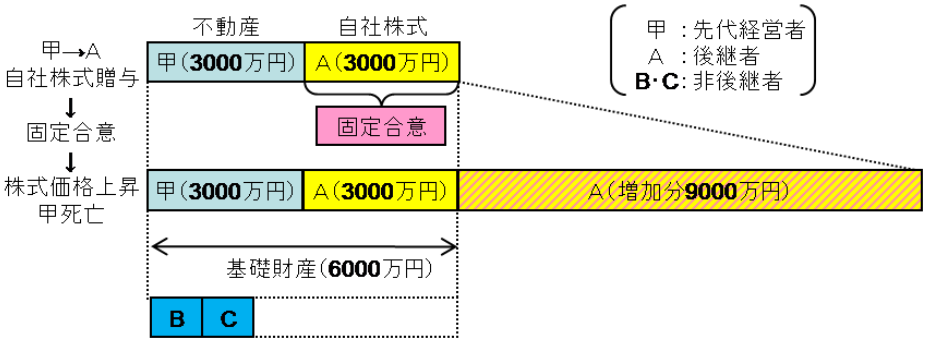

4. 手続

上記の除外特例も固定特例も、先代経営者の推定相続人全員の合意を前提とし、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を受けることによって、当該合意の効力が発生します。

第 3 節　定義

1. 特例中小企業者

法第 3 条第 1 項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる会社を「特例中小企業者」と定義しています。

> この章において「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）をいう。

①　中小企業者

特例中小企業者は、法第 2 条に定義する中小企業者であることが要件となります。

②　一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件

施行規則第 2 条において、「3 年以上継続して事業を行っていること」と規定されています。

③　上場会社等

株式を上場し又は店頭登録している株式会社は除かれます。

2. 旧代表者

法第 3 条第 2 項は、いわゆる先代経営者を「旧代表者」と定義しています。

> この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）であって、その推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。）のうち少なくとも一人に対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分

をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいう。

①　特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）

遺留分の算定に係る合意をする時点において、被相続人となるべき先代経営者は、特例中小企業者の代表者を既に退任している場合であっても、後継者とともに代表者である場合であっても、いずれでもよいという趣旨です。

②　推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。）

民法上の推定相続人には兄弟姉妹も含まれますが、法における「推定相続人」は、遺留分の算定に係る合意の当事者となる者ですので、遺留分を有さない兄弟姉妹及びこれらの者の子を除いています。

③　株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。）

株式等は、遺留分の算定に係る合意の対象となるものであり、その分散による会社経営の不安定化を防止するという法の趣旨に照らし、株式からは会社の経営上の意思決定に関与しない完全無議決権株式を除いています。

持分は、合名会社、合資会社及び合同会社における持分を意味します。

④　推定相続人のうち少なくとも一人に対して株式等の贈与をしたもの

贈与契約を締結しただけでは足りず、株券を交付するなど、既に履行されていることが必要です。

3. 後継者

法第 3 条第 3 項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる後継者を、そのまま「後継者」と定義しています。

（※）なお、第 2 章の説明で用いる「後継者」とは民法特例の対象となる後継者をいい、一般的な後継者の概念とは異なりますのでご注意ください。

この章において「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であって、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

①　旧代表者の推定相続人

後継者も遺留分の算定に係る合意の当事者となることから、旧代表者の推定相続人であることを要件としています。

②　当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者

旧代表者から直接贈与を受けた者です。

③　当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者

旧代表者から直接贈与を受けてはいないが、旧代表者から贈与を受けた旧代表者の推定相続人から相続、遺贈若しくは贈与により株式等を取得した者です。例えば、下図のようなケースにおけるＣ、Ｄ、Ｂが該当します。

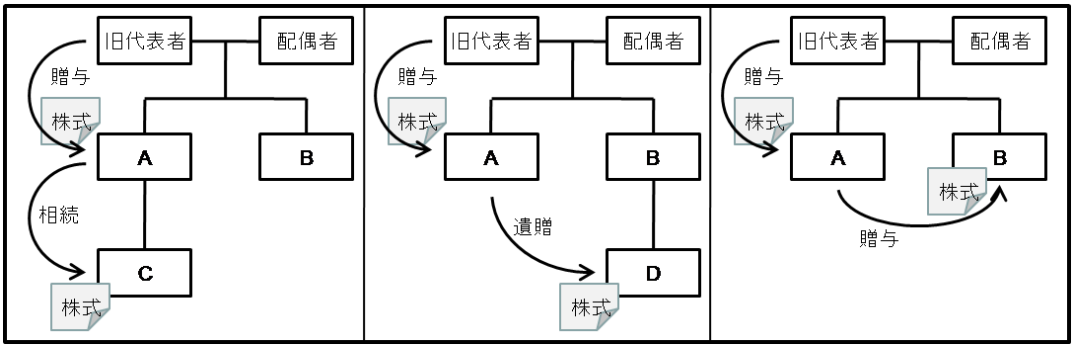

④　総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の過半数を有していること

単独で総株主又は総社員の議決権の過半数を有していることが要件となります。ここでの「総株主」には、完全無議決権株式のみを有する株主は除かれます。

⑤　特例中小企業者の代表者であるもの

遺留分の算定に係る合意をする時点において、特例中小企業者の代表者となっていることが要件となります。

第４節　遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容

1. 遺留分の算定に係る合意等の概要

遺留分に関する民法の特例制度を利用するためには、下図のとおり、①除外合意と②固定合意の双方又はいずれか一方の合意を必ずする必要があります。これらの合意をした場合には、それと併せて③付随合意をすることができます。

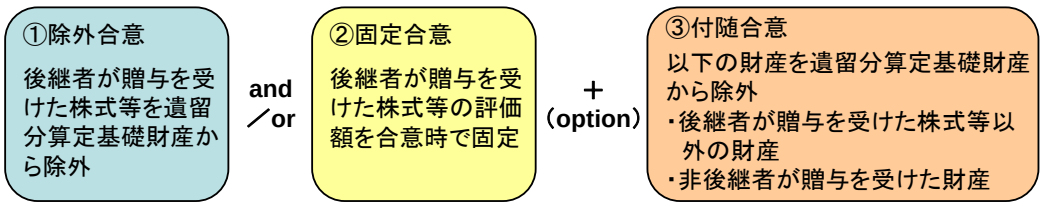

2. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

法第４条第１項は、旧代表者の推定相続人が、そのうちの一人が後継者である場合には、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる旨を規定しています。

なお、①除外合意と②固定合意は、二者択一ではなく、組み合わせることが可能です。例えば、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した1000株のうち600株を①除外合意の対象とし、残りの400株を②固定合意の対象とすることもできます。

また、民法の特例制度の施行日（平成21年3月1日）以前に贈与された株式等についても、これらの合意の対象とすることができますが、当該合意は、上記施行日以降でなければ、することができません。

(1) 除外合意（第1号）

当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき除外合意をすることにより、当該株式等は遺留分算定基礎財産に算入されず、遺留分減殺請求の対象にもならないため、旧代表者の相続に伴って当該株式等が分散することを防止することができます。

なお、「当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得」の趣旨は、第3節の3③で述べたとおりです。

(2) 固定合意（第2号）

前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき固定合意をすることにより、当該株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額が当該合意時における価額に固定されます。旧代表者の相続開始時までに当該株式等の価値が上昇しても、非後継者の遺留分の額が増大することはなく、後継者は、企業価値向上に目指して経営に専念することができます。

「合意の時における価額」については、弁護士等の専門家が「その時における相当な価額として証明をしたもの」であることが必要です。その評価方法の在り方については、中小企業庁において、「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」（委員長：岡村正日本商工会議所会頭）を設置して検討中であり、遺留分に関する民法の特例制度の施行までにガイドラインを公表する予定です。

なお、「その時における相当な価額として証明」をする弁護士等には欠格事由が定められていますので（法第4条第2項）、注意してください。

(3)　法第 4 条第 1 項ただし書の解釈

ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の 100 分の 50 を超える数となる場合は、この限りでない。

法第 4 条第 1 項ただし書は、除外合意や固定合意の対象とする株式等を後継者が所有していないと仮定してもなお、後継者が議決権の過半数を確保することができる場合には、当該合意をすることができない旨を規定しています。具体的には、以下のとおりです。

【合意ができる場合】

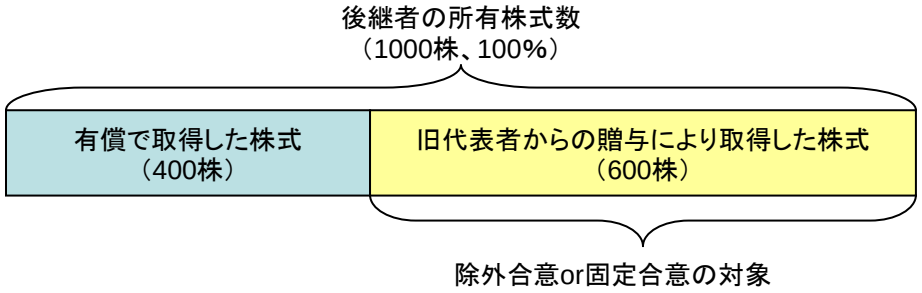

①　後継者が所有する特例中小企業者の株式等に係る議決権の数	1000個
②　当該定めに係る株式等に係る議決権の数	600個
③　①－②	400個
④　総株主又は総社員の議決権の100分の50	500個

上記事例では、③の数が④の数を超えていませんので、法第 4 条第 1 項ただし書に該当せず、当該除外合意又は固定合意をすることができます。

【合意ができない場合】

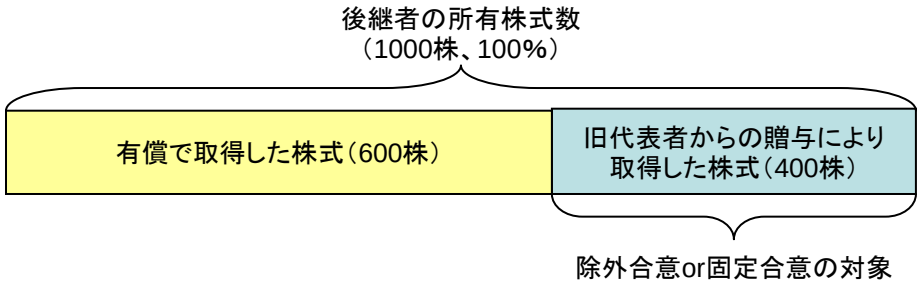

①　後継者が所有する特例中小企業者の株式等に係る議決権の数	1000個
②　当該定めに係る株式等に係る議決権の数	400個
③　①－②	600個
④　総株主又は総社員の議決権の100分の50	500個

上記事例では、③の数が④の数を超えていますので、法第4条第1項ただし書に該当し、当該除外合意又は固定合意をすることはできません。

(4) 法第 4 条第 3 項の規定による定めの具体例

旧代表者の推定相続人は、第 1 項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一　当該後継者が第 1 項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合

二　旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった場合

除外合意や固定合意をした後、後継者が当該合意の対象とした株式等を処分したり、特例中小企業者の代表者を退任したりした場合には、当該合意は、本来の趣旨に沿わなくなるということができます。

しかしながら、こうした場合に当該合意の効力が当然に消滅することとすると、当該合意の対象とした株式等の価値が下落し、当該合意があることによってむしろ不利益を受けると判断した後継者が当該株式等を処分するなどして、容易に当該合意の効力を消滅させることができることになり、当事者間の衡平上問題があると考えられます。

そこで、法第 4 条第 3 項は、予め旧代表者の推定相続人間で協議をし、後継者が株式等を処分した場合などに非後継者がとることができる措置を定めるべきことを規定しています。

その具体的な内容については、法は、特段の基準を設けておらず、当事者間の協議により、個別具体的な状況に応じて定めることができます。具体的には、次のような定めをすることが想定されますが、後継者の経営の自由度を高めるため、後継者が株式等を処分しても非後継者は何ら異議を述べず、一切の金銭を請求しない旨を定めることもできます。

・非後継者は、当該合意を解除することができる。

・非後継者は、後継者に対し、一定額の金銭の支払を請求することができる。

3. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

法第 5 条及び第 6 条は、旧代表者の推定相続人が、除外合意又は固定合意をする際に、併せて、次の合意をすることができる旨を規定しています。

(1) 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第 5 条）

旧代表者の推定相続人は、前条第 1 項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産（当該特例

中小企業者の株式等を除く。）の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

本条は、後継者が特例中小企業者の株式等以外の財産、例えば、事業の用に供している不動産や現金などを旧代表者からの贈与等により取得している場合に、当該財産についても遺留分算定基礎財産に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本条の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

(2) 旧代表者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第 6 条第 1 項）

旧代表者の推定相続人が、第 4 条第 1 項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

法第 4 条及び第 5 条は、いずれも後継者が旧代表者からの贈与等により取得した特例中小企業者の株式等その他の財産に関する遺留分の算定に係る合意ですが、この合意につき非後継者の同意を得るために、何らかの形で推定相続人間の衡平を図ることが考えられる。そのような措置を講じた場合には、当事者間の合意の全体を明らかにすることが望ましく、このため、本条は、当該定めをする場合には書面によるべき旨を規定しています。具体的には、以下のような定めをすることが想定されます。

- 後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。
- 後継者は、旧代表者に対し、生活費として、毎月一定額の金銭を支払う。
- 後継者は、旧代表者に疾病が生じたときは、医療費その他の金銭を負担する。

(3) 後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第 6 条第 2 項）

旧代表者の推定相続人は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

法第 6 条第 2 項は、同条第 1 項の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めの一つとして、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産についても、遺留分算定基礎財産に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本項の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

第 3 章　金融支援措置について

第 1 節　金融支援のポイント

先代経営者の死亡や退任により事業承継をする際には多額の資金ニーズが発生する場合があります。

たとえば、相続などにより分散した株式等や事業用資産等の買取り（会社に対する貸付金や未収金の弁済を含む。）やこれらの資産に係る相続税の納税のために多額の資金が必要となります。また、経営者の交代により信用状態が低下し、取引先から支払サイトの短縮を求められたり、金融機関から借入れをする際に金利等の条件を厳しくされたりするなど、資金繰りが悪化する場合もあります。さらに MBO や EBO などによる親族外承継を行う際には、事業を承継する役員や従業員等が先代経営者から株式等を買い取るための資金を調達する必要があります。

そこで、法では、経済産業大臣の認定（法第 12 条）を受けた中小企業者（非上場会社及び個人事業主）等に対し、以下の金融支援措置を講じることとしています。

1. 中小企業信用保険法の特例（法第 13 条）

認定を受けた中小企業者の事業に必要な資金について、中小企業信用保険法に規定されている普通保険（限度額 2 億円）、無担保保険（同 8,000 万円）、特別小口保険（同 1,250 万円）を別枠化します。本特例により、信用保証協会の債務保証も実質的に別枠化されることとなるため、中小企業者が当該債務保証を受けることで金融機関からの資金調達が行いやすくなります。

なお、本特例の適用を受けるのは、中小企業者である会社又は個人事業主が資金を借り入れるときであり、具体的に対象とする資金としては以下のものを想定しています。

- 株式や事業用資産等の買取資金
- 信用状態が低下している中小企業者の運転資金　　等

2. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（法第 14 条）

認定を受けた中小企業者（会社）の代表者個人が必要とする資金であって、当該中小企業者の事業活動の継続に必要なものについて、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができます。なお、金利について、通常の金利（基準金利）ではなく、特別に低い利率（特別利率①）が適用されます。

なお、現行制度では株式会社日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができませんでしたが、本特例により後継者である代表者個人が事業承継の際に必要となる資金を株式会社日本政策公庫等から融資を受けることが可能になります。

したがって、本特例の適用を受けるのは、中小企業者である会社の代表者個人が資金を

借り入れるとき[5]です。

なお、具体的に対象とする資金については、次に掲げるように施行規則第 13 条各号に規定されています。株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用するために認定を受けようとする場合には、資金使途に十分に留意してください。

一　当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であって当該認定中小企業者等の事業用資産等を担保とする借入れに係るものの弁済資金

先代経営者が会社に資金投入することを目的として、個人資産（土地や建物）を担保として借入れを行っており、かつ、その個人資産が事業の用に供れているケースがあります。この場合、後継者が相続した当該借入れに係る債務の返済が滞ると、担保設定されている事業用資産等が差し押さえられ、その後の事業活動の継続に支障が生じてしまいます。そこで、このような借入れに係る債務の弁済資金を株式会社日本政策金融公庫等の融資の対象としています。

二　当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

後継者個人が株式等や事業用資産等を買い取る場合（第三者の会社に対する貸付金や未収金を弁済する場合も含む。）に必要となる資金です。なお、先述したように、この資金使途には、後継者が会社の役員や従業員であり、MBO や EBO により事業承継をする際の株式等や事業用資産等の買取資金も含まれます。

三　当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金

イ　当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ　当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判決の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立により、後継者が負担した債務を支払うために必要な資金です。

イ　先代経営者からの相続にあたって、遺産に株式等や事業用資産等が含まれる場合に、

[5] 個人事業主の場合は本特例がなくとも株式会社日本政策金融公庫等から融資を受けることができます。

後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。

ロ　先代経営者からの相続にあたって、株式等や事業用資産等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

四　当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金

後継者が相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から取得した中小企業者の株式等や事業用資産等に課される相続税や贈与税を納付するための資金です。

五　前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

上記の一から四以外の資金で、中小企業者の事業活動の継続にために、後継者個人が特に必要とする資金です。

第 2 節　経済産業大臣の認定（会社編）

1. 認定の要件

会社である中小企業者については、上場会社等以外の会社であることが必要です。それに加えて、先代経営者（代表者又は代表者であった者）の死亡又は退任により事業承継をする際に施行規則第 6 条第 1 項各号（ただし、第 7 号は事業承継税制の適用要件のベースとなるものであるために第 4 章で後述します。）に定められている事由に該当していることが必要となります。具体的な内容は以下のとおりです。

一　当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）又は事業用資産等を取得する必要があること。

先代経営者（代表者又は代表者であった者）が死亡又は退任したことにより、

- 相続に伴い後継者以外の相続人に株式等や事業用資産が分散した、
- 先代経営者と友好的であった者が株式等や事業用資産の売却を希望している、
- MBO や EBO 等の場合に先代経営者から株式等や事業用資産などを譲り受ける、

といったケースが生じた場合に、後継者（代表者）が経営の安定化のため、株式等や事業用資産を買い取るための資金を必要としていることです。

また、条文上の「事業用資産等」には、先述のとおり当該中小企業者に対する貸付金や未収金も含まれるため、

● 会社が貸付金の弁済や未払だった給与の支払を急遽求められる、

など債務を弁済する必要がある場合もこれに該当します。

二　当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。）により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第 7 号に掲げる事由に該当する場合を除く。）。

後継者が相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から中小企業者の株式等や事業用資産等を取得した際に多額の相続税や贈与税の納税資金が必要となっていることです。

なお、「死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）」の場合も相続税が課されることになりますので、「遺贈」に含めることにしています。

三　当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の 3 月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前年同期の 3 月間における売上高等の 100 分の 80 以下に減少することが見込まれること。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、売上高等が減少することが見込まれることです。具体的な基準として、前年同期の 3 月間と比較して、同期中の売上高等が 80%以下に落ち込むことが見込まれることとしています。

四　仕入先（当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が 100 分の 20 以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、主な仕入先から申請者にとって不利益となる取引条件を設定されたことです。具体的には、申請者の仕入額の総額の 20%以上の仕入額を占める仕入先から支払サイトを短縮されるなどの取引条件変更をされた場合などが該当します。

五　取引先金融機関（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が 100 分の 20 以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じ

たこと。

経営者の交代により取引先金融機関からの信用力が低下したため、主な取引先金融機関からの借入れが困難になったことです。具体的には、申請者の借入金額の総額の 20%以上の借入金額を占める取引先金融機関からの借入れにおいて、返済期間の短縮、貸付金利の上昇、借入金額の減少や与信取引の拒絶などをされるなど取引に支障が生じている場合が該当します。

六　次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法（昭和 22 年法律第 152 号）により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ　当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ　当該代表者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判決の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立があったことです。

イ　先代経営者からの相続にあたって、遺産に株式等や事業用資産等が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。

ロ　先代経営者からの相続にあたって、株式等や事業用資産等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

七　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。

（後略）

本号は、事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第 4 章　事業承継税制のベースとなる要件について」（54 頁以下）をご参照ください。

八　前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

上記の一から七までの事由以外のもので、事業承継に際して事業活動の継続に支障が生じさせることです。

2. 認定の申請手続

申請者が、施行規則第 6 条第 1 項各号（第 7 号を除きます。第 7 号の事由に該当する場合には「第 4 章　事業承継税制のベースとなる要件について」(54 頁以下）をご参照ください。）に該当することについて経済産業大臣の認定を受けるためには、以下の申請が必要です（法第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び施行規則第 7 条第 1 項)。

また、該当する事由及び利用する特例制度（中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法等の特例)により､それぞれ記載内容と添付書類が異なります｡次では、共通の記載内容及び添付書類を共通事項、事由ごとの記載内容及び添付書類を事由別事項としてまとめています。申請する場合には、該当する事由に関する解説を参照して、必要事項を申請書に記載し、必要書類を添付してください。

(A)　共通事項

(A)-1　認定申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

様式第 6

認定申請書

（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号以外の事由に該当する場合）

年　　月　　日

経済産業大臣名　殿

会 社 所 在 地
会　 社　 名
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定(同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものを除く。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　主たる事業内容
2　資本金の額又は出資の総額

3　常時使用する従業員の数

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

3　（略）

4　次に掲げる書類を添付する。

(1)　申請書（別紙 1 及び 2 を含む。）の写し

(2)　認定申請日における申請者の従業員数証明書

(3)　申請者が会社である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　申請者の登記事項証明書（認定申請日の前 3 月以内に作成されたものに限る。）

イ　認定申請日における申請者の定款の写し

ウ　申請者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

エ　申請者が上場会社でない旨の誓約書

(4)　（略）

(5)　その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、法第 12 条第 1 項の認定要件を満たすことを示す。

1　経営の承継を行うこととなった原因

別紙 1 の該当する事項を記載する。

2　事業活動に支障を生じさせる事由

別紙 2 の該当する事項を記載する。

① 「1　主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。

② 「2　資本金の額又は出資の総額」には、認定申請日における申請者の資本金の額又は出資の総額を記載してください。

③ 「3　常時使用する従業員の数」には、認定申請日における申請者が常時使用する従業員の数を記載してください。

別紙 1 に「経営の承継を行うこととなった原因」について以下のとおり記載してください。

（別紙 1）

経営の承継を行うこととなった原因

1　申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1)　代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。

　　氏名

　　死亡日

　　（提出書類）

　　戸籍謄本等

(2)　代表者が退任したこと。

　　氏名

　　退任日

　　退任理由

① 原因が先代経営者の死亡であるときは、「(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。」の欄に、先代経営者の氏名と死亡日（年月日）を記載してください。

② 原因が先代経営者の退任であるときは、「(2) 代表者が退任したこと。」の欄に、先代経営者の氏名、退任日（年月日）と退任理由（代替わり、疾病・負傷など）を記載してください。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、他の項目は記載する必要はありません。

(A)-2　認定申請書の添付書類

事由に関わらず、申請の際には以下の①から⑤までの書類を添付してください。

① 認定申請書の写し（別紙 1 及び別紙 2 を含みます。記入した申請書のコピーで構いません。）

② 登記事項証明書（認定申請日の前 3 月以内に作成されたものに限ります。）

③ 認定申請日における定款の写し（電子媒体で記録している場合には、それを印刷したもの）

④ 申請者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

⑤ 申請者が上場会社等でない旨の誓約書

「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者の死亡である場合には、上記の書類に加えて、その先代経営者の死亡したことを証する戸籍謄本等を添付してください。

⑥ 戸籍謄本等

(B)　事由別事項

別紙 2 に「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」について以下のとおり記載してください。

（別紙 2）

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

1　申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

法第 13 条に規定する「中小企業信用保険法の特例」を利用する場合に記載すべき項目です。認定要件のうち、会社として資金が必要となっている場合が該当します。

3　申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

法第 14 条に規定する「株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」を利用する場合に記載すべき項目です。認定要件のうち、後継者個人として資金が必要となっている場合が該当します。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、それ以外の項目は記載する必要はありません。

(B)-1　申請者又はその代表者が、これらの者以外が有している株式等や事業用資産等を取得する必要があること（第 1 号事由）

施行規則第 6 条第 1 項第 1 号の事由に該当している場合です。

(B)-1-1　株式等を取得する場合

(1)　別紙 2 の記載要領

申請者が自己の株式[6]を取得する場合には下記①を、後継者（申請者の代表者）が株式等を取得する場合には下記②を記載してください。この場合、「取得する株式の価格」又は「取得する株式等の価格」を記載してください。

なお、認定を受けることにより、申請者が自己の株式を取得する場合には中小企業信用保険法の特例、代表者が申請者の株式等を取得する場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

①　申請者が株式の取得を必要とする場合

[6] 会社法上、持分会社は、自己の持分を取得することができません（会社法第 587 条第 1 項）。

1　申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1)　**申請者が、**当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。
　　取得する株式の価格
（提出書類）
　1　認定申請日における株主名簿の写し
　2　申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

②　申請者の代表者が株式等の取得を必要とする場合

3　申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1)　**申請者の代表者が、**当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。
　　取得する株式等の価格
（提出書類）
　1　認定申請日における株主名簿の写し
　2　申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

(2)　添付書類

①認定申請日における株主名簿の写し
　認定申請日における株主構成が確認できる株主名簿を添付してください。
②申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類／申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする申請者の株式等の価格を証する書類
　例えば、貸借対照表における純資産額(不良資産等控除後)を用いた算定書や財産評価基本通達に基づく算定書などを添付してください。

(B)-1-2　事業用資産等を取得する場合

(1)　別紙 2 の記載要領

　申請者が事業用資産等を取得する場合（会社の債務を弁済する場合も含みます。）には下記①を、後継者（申請者の代表者）が事業用資産等を取得する場合（会社の債務を弁済する場合も含みます。）には下記②を記載してください。
　この場合、取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の項目を記載することが必要です。該当する項目以外は記載する必要はありません。

- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

- 取得する動産の名称及び価格
- 弁済する貸付金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額
- 支払う未収金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額

なお、認定を受けることにより、申請者が取得し又は弁済する場合には中小企業信用保険法の特例、申請者の代表者が取得し又は弁済する場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

① 申請者が事業用資産等の取得を必要とする場合

1 申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2) **申請者が、**当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称及び価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額
（提出書類）
1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

② 申請者の代表者が事業用資産等の取得を必要とする場合

3 申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称と価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額
（提出書類）
1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する

書類
2　申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2)　添付書類

①　申請者（又はその代表者）が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）

事業用資産等が不動産である場合には、当該不動産を特定するために登記事項証明書を添付してください。

②　当該事業用資産等の価格を証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類
- 動産の場合は、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などその価格が確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などのその金額が分かる書類
- 未収金の場合は、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその金額が分かる書類

③　申請者（又はその代表者）以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、登記事項証明書
- 動産の場合は、申請者又はその代表者との売買契約書などその売主であることが確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などその債権者が確認できる書類
- 未収金の場合は、計算書類の勘定科目明細書などその債権者が確認できる書類

(B)-2　申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第２号事由）

(1)　別紙２の記載要領

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した申請者の株式等や事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

3　申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3)　申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

（提出書類）

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(2)　添付書類

後継者（申請者の代表者）が税務署に提出を予定している相続税又は贈与税の申告書案などの相続税又は贈与税の見込額が確認できる書類を添付してください。

(B)-3　申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第 3 号事由）

(1)　別紙 2 の記載要領

①　(A)については、申請者の先代経営者の死亡又は退任した後の 3 月間における売上高等の見込額を記載してください。なお、見込額については、その先代経営者の死亡等の後の売上高等の実績額などから推定してください。ただし、既にその先代経営者の死亡等から 3 月間経過している場合は、実績額を記載してください。

②　(B)については、前事業年度の同時期における 3 月間の売上高等を記載してください。

③　売上高等の見込減少割合として、「100－A／B×100」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が 20%以上であることが必要です。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1　申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3)　申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の 3 月間における売上高等の合計の見込額（A）

上記の前事業年度の同時期における 3 月間の売上高等の合計（B）

売上高等の見込減少割合（%、100－A／B×100）

（提出書類）
　申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類
（記載要領）
　「売上高等の合計の見込額」については、代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する。

(2)　添付書類

既に売上高等の実績額の把握が可能な月の月次の合計残高試算表など、先代経営者が死亡又は退任した後の3月間の売上高等の見込額の推定の根拠となる資料を添付してください。

(B)-4　仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第4号事由）

(1)　別紙2の記載要領

①　その仕入額が申請者の仕入額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、仕入れに係る取引条件については申請者の不利益となる設定又は変更が行われている仕入先の名称及び所在地を記載してください。

②　(A)については①の仕入先からの仕入額、(B)については申請者の仕入額の総額を記載してください。

③　また、「仕入先から仕入額の割合」として、「A／B×100」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

④　「取引条件の設定又は変更内容」については、

- 手形払いから現金払いへの変更
- 支払期間の短縮
- 仕入数量の制限
- 仕入保証金の積立て

などの不利益となる取引条件の設定・変更の内容を具体的に記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1　申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4)　仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地
仕入先からの仕入額（A）
仕入額の総額（B）
仕入先からの仕入額の割合（%、A／B×100）
取引条件の設定又は変更の内容
（提出書類）
仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類
（記載要領）
「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が 20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の資料を添付してください。

① 仕入帳や仕入実績を取りまとめた一覧表などの仕入先からの仕入額及び会社の仕入額の総額について確認できる書類

② 仕入先から会社に宛てた通知や依頼の書面などの取引条件の設定又は変更の内容について確認できる書類

(B)-5 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第 5 号事由）

(1) 別紙 2 の記載要領

① その借入金額が申請者の借入金額の総額のうちに占める割合が 20%以上であり、取引に係る支障が生じている取引先金融機関の名称及び所在地を記載してください。

② (A)については取引先金融機関からの仕入額、(B)については借入金額の総額を記載してください。

③ また、「取引先金融機関から借入金額の割合」として、「A／B×100」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が 20%以上であることが必要です。

④ 「借入条件の悪化」については、

- 金利引上げ
- 返済方法につき期限一括から分割への変更
- 反復借入時における貸出期間の短縮

などの悪化内容を具体的的に記載してください。

⑤ 「借入金額が減少した内容」については、先代経営者の死亡又は退任の日の前後の借入金額について減少した額などを記載してください。

⑥ 「与信取引が拒絶された内容」については、その経緯を記載してください。

⑦ 「その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容」については、④から⑥までに挙

げた内容以外で取引に係る支障が生じた場合において、その内容をできる限り具体的に記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1　申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(5)　取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
取引先金融機関の名称及び所在地
取引先金融機関からの借入金額（A）
借入金額の総額（B）
取引先金融機関からの借入金額の割合（%、A／B×100）
借入条件が悪化した内容
借入金額が減少した内容
与信取引が拒絶された内容その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容
（提出書類）
取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類
（記載要領）
「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が 20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2)　添付書類

以下の書類を添付してください。

①　前年の会計帳簿等の勘定科目明細や金融機関発行の借入債務の残高証明書などの取引先金融機関からの借入金額及び申請者の借入金額の総額が確認できる書類

②　先代経営者の死亡又は退任の前後の金銭消費貸借契約書などの借入条件が悪化したことが確認できる書類

③　先代経営者の死亡又は退任の前後の残高証明書などの借入残高が減少したことが確認できる書類

④　経緯書などの与信取引の拒絶がされたことが確認できる書類

(B)-6　申請者の代表者が申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者の代表者が有する申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること（第6号事由）

(1)　別紙2の記載要領

①　申請者の代表者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、その債務の金額を記載してください。

②　申請者の代表者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、その遺留分減殺に係る価額弁償の金額を記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

3　申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4)　申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

（提出書類）

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5)　申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

（提出書類）

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(2)　添付書類

以下の書類を添付してください。

①　申請者の代表者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、遺産の分割に係る和解契約書（遺産分割協議書）、審判書又は調停調書など負担することになっ

た債務の金額が確認できる書類

② 申請者の代表者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解調書若しくは調停調書など価額弁償する資金の金額が確認できる書類

(B)-7 申請者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該申請者の株式等に係る相続税を納付すること（第7号事由）

事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」(54頁）をご参照ください。

(B)-8 その他諸費用が生じたこと（第8号事由）

(1) 別紙2の記載要領

上記の第1号から第7号に掲げる事由に伴う諸費用又はこれら以外の事由による諸費用が生じており、その結果、事業活動の継続に支障が生じている場合には、諸費用の具体的な内容とその金額を記載してください。

なお、申請者が必要とする資金の場合には中小企業信用保険法の特例、申請者の代表者個人が必要とする場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例をそれぞれ利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。
諸費用の内容と金額
（提出書類）
諸費用が生じていることを証する書類

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。
諸費用の内容と金額
（提出書類）
諸費用が生じていることを証する書類

(2) 添付書類

上記の事由が生じていることを証する書類を添付してください。

第 3 節　経済産業大臣の認定（個人事業主編）

1. 認定の要件

中小企業者が個人事業主である場合には、先代経営者（他の個人事業主）の死亡又はその営んでいた事業の譲渡により事業承継をする際に施行規則第 6 条第 3 項各号に定められている事由に該当していることが認定を受けるための要件となります。具体的な内容は以下のとおりです。

一　当該中小企業者が、当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。

先代経営者（他の個人事業主）が死亡又は退任したことにより、

- 相続に伴い後継者以外の相続人に事業用資産が分散した、
- 先代経営者と友好的であった者が事業用資産の売却を希望している、
- 従業員による親族外承継の場合に先代経営者から事業用資産などを譲り受ける、

といったケースが生じた場合に、後継者（個人事業主）が経営の安定化のため、事業用資産を買い取る必要があることです。

また、条文上の「事業用資産等」には、先述のとおり当該中小企業者に対する貸付金や未収金も含まれるため、

- 後継者に対する貸付金の弁済や未払だった給与の支払を急遽求められる、

など債務を弁済する必要がある場合もこれに該当します。

二　当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

後継者が相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から中小企業者の事業用資産等を取得した際に多額の相続税や贈与税の納税資金が必要となっていることです。

なお、「死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）」の場合も相続税が課されることになりますので、「遺贈」に含めることにしています。

三　当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の 3 月間における当該中小企業者の売上高等が、前年同期の 3 月間における売上高等の 100 分の 80 以下に減少することが見込まれること。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、売上高等が減少することが見込まれることです。具体的な基準として、前年同期の 3 月間と比較して、同期中の売上高等が 80%以下に落ち込むことが見込まれることとしています。

四　仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、主な仕入先から申請者にとって不利益となる取引条件を設定されたことです。具体的には、申請者の仕入額の総額の20%以上の仕入額を占める仕入先から支払サイトを短縮されるなどの取引条件変更をされた場合などが該当します。

五　取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

経営者の交代により取引先金融機関からの信用力が低下したため、主な取引先金融機関からの借入れが困難になったことです。具体的には、申請者の借入金額の総額の 20%以上の借入金額を占める取引先金融機関との借入れにおいて、返済期間の短縮、貸付金利の上昇、借入金額の減少や与信取引の拒絶などをされるなど取引に支障が生じている場合が該当します。

六　次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ　当該中小企業者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ　当該中小企業者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判定の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立があったことです。

イ　先代経営者からの相続にあたって、遺産に事業用資産が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。

ロ　先代経営者からの相続にあたって、事業用資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

上記の一から六までの事由以外のもので、事業承継に際して事業活動の継続に支障が生じさせていると考えられることです。

2. 認定の申請手続

申請者が、施行規則第 6 条第 3 項各号に該当することについて経済産業大臣の認定を受けるためには、以下の申請が必要です（法第 12 条第 1 項第 2 号、第 2 項及び施行規則第 7 条第 1 項）。

また、該当する事由により、それぞれ記載内容と添付書類が異なります。次では、共通の記載内容及び添付書類を共通事項、事由ごとの記載内容及び添付書類を事由別事項としてまとめています。申請する場合には、該当する事由に関する解説を参照して、必要事項を申請書に記載し、必要書類を添付してください。

(A)　共通事項

(A)-1　認定申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

様式第 6

認定申請書

（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号以外の事由に該当する場合）

年　　月　　日

経済産業大臣名　殿

住　所

氏　名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものを除く。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　主たる事業内容

2　常時使用する従業員の数

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

3　申請者が個人である場合、記名欄には住所及び氏名を記載する。
4　次に掲げる書類を添付する。
(1)～(3)　（略）
(4)　申請者が個人である場合にあっては、申請者の認定申請日の属する年の前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容の概要を記載した書類
(5)　その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類
（記載要領）
申請者は以下の要領に従って、法第 12 条第 1 項の認定要件を満たすことを示す。
1　経営の承継を行うこととなった原因
別紙 1 の該当する事項を記載する。
2　事業活動に支障を生じさせる事由
別紙 2 の該当する事項を記載する。

①　「1　主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
②　「2　常時使用する従業員の数」には、認定申請日における申請者が常時使用する従業員の数を記載してください。

別紙 1 に「経営の承継を行うこととなった原因」について以下のとおり記載してください。

（別紙 1）

経営の承継を行うこととなった原因

2　申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。
(1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。
氏名
死亡日
（提出書類）
戸籍謄本等
(2)　他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。
氏名
事業を譲渡した（する）日
（提出書類）
他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

①　原因が先代経営者の死亡であるときは、「他の中小企業者である個人が死亡したこ

と。」の欄に、先代経営者の氏名と死亡日（年月日）を記載してください。

② 原因が先代経営者から後継者に対する事業の譲渡であるときは、「他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。」の欄に、先代経営者の氏名と事業の譲渡日（年月日）を記載してください。事業の譲渡日については、添付書類の事業の譲渡に関する契約書にある事業の譲渡日を記載してください。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、それ以外の項目は記載する必要はありません。

(A)-2　認定申請書の添付書類

① 事由に関わらず、申請の際に後継者である個人事業主の財務状況が分かる資料として、前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容を記載した書類を添付してください。

② 「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者の死亡である場合には、①に加えて、その先代経営者の死亡したことを証する戸籍謄本等を添付してください。

③ 「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者から後継者に対する事業の譲渡であるときは、①に加えて、事業の譲渡に関する契約書を添付してください。

(B)　事由別事項

別紙 2 に「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」について以下のとおり記載してください。

（別紙 2）

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

なお、申請者が個人事業主の場合は、法第 13 条に規定する「中小企業信用保険法の特例」のみが利用できます（株式会社日本政策金融公庫法等の特例については、従来から個人事業主は融資対象であるため、当該特例を利用しない場合であっても融資を受けることができます。）。

(B)-1　申請者が、当該者以外が有している事業用資産等を取得する必要があること（第 1 号事由）

施行規則第 6 条第 3 項第 1 号の事由に該当している場合です。

(1)　別紙 2 の記載要領

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の項目を記載することが必要です。該当する項目以外は記載する必要はありません。

- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
- 取得する動産の名称及び価格
- 弁済する貸付金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額
- 支払う未収金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1)　申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称と価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額
（提出書類）
1　申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
2　申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2)　添付書類

①　申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）

事業用資産等が不動産である場合には、当該不動産を特定するために登記事項証明書を添付してください。

②　当該事業用資産等の価格を証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前年の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類
- 動産の場合は、前年の計算書類の勘定科目明細書などその価格が確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などのその金額が分かる書類
- 未収金の場合は、前年の計算書類の勘定科目明細書などのその金額が分かる書類

③　申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、登記事項証明書

- 動産の場合は、申請者との売買契約書などその売主であることが確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などその債権者が確認できる書類
- 未収金の場合は、計算書類の勘定科目明細書などその債権者が確認できる書類

(B)-2　申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第 2 号事由）

(1)　別紙 2 の記載要領

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載してください。

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2)　申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
相続税又は贈与税の見込額
（提出書類）
申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(2)　添付書類

申請者が税務署に提出を予定している相続税又は贈与税の申告書案などの相続税又は贈与税の見込額が確認できる書類を添付してください。

(B)-3　申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第 3 号事由）

(1)　別紙 2 の記載要領

① (A)については、先代経営者の死亡又は後継者への事業譲渡後の 3 月間における売上高等の見込額を記載してください。なお、見込額については、その先代経営者の死亡等の後の売上高等の実績額などから推定してください。ただし、既にその先代経営者の死亡等から 3 月間経過している場合は、実績額を記載してください。

② (B)については、前年の同時期における 3 月間の売上高等を記載してください。

③ 売上高等の見込減少割合として、「100－A／B×100」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が 20%以上であることが必要です。

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3)　申請者の売上高等が減少することが見込まれること。
他の個人である中小企業者が死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の 3 月間における売上高等の合計の見込額（A）

上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計（B）
売上高等の見込減少割合（%、100－A／B×100）
（提出書類）
申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類
（記載要領）
「売上高等の合計の見込額」については、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する

(2) 添付書類

既に売上高等の実績額の把握が可能な月の月次の合計残高試算表などの先代経営者が死亡又は後継者への事業譲渡後の3月間の売上高等の見込額の推定の根拠となる資料を添付してください。

(B)-4 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第4号事由）

(1) 別紙2の記載要領

① その仕入額が申請者の仕入額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、仕入れに係る取引条件については申請者の不利益となる設定又は変更が行われている仕入先の名称及び所在地を記載してください。

② (A)については①の仕入先からの仕入額、(B)については申請者の仕入額の総額を記載してください。

③ また、「仕入先から仕入額の割合」として、「A／B×100」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

④ 「取引条件の設定又は変更内容」については、

- 手形払いから現金払いへの変更
- 支払期間の短縮
- 仕入数量の制限
- 仕入保証金の積立て

などの不利益となる取引条件の設定・変更の内容を具体的に記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額（A）
仕入額の総額（B）
仕入先からの仕入額の割合（%、A／B×100）
取引条件の設定又は変更の内容
（提出書類）
仕入先からの仕入れに係る取引条件が不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類
（記載要領）
「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が 20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

① 仕入帳や仕入実績を取りまとめた一覧表などの仕入先からの仕入額や申請者の仕入額の総額について確認できる書類

② 仕入先から申請者に宛てた通知や依頼の書面などの取引条件の設定又は変更の内容について確認できる書類

(B)-5 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第 5 号事由）

(1) 別紙 2 の記載要領

① その借入金額が申請者の借入金額の総額のうちに占める割合が 20%以上であり、取引に係る支障が生じている取引先金融機関の名称及び所在地を記載してください。

② (A)については取引先金融機関からの仕入額、(B)については借入金額の総額を記載してください。

③ また、「取引先金融機関から借入金額の割合」として、「A／B×100」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が 20%以上であることが必要です。

④ 「借入条件の悪化」については、

- 金利引上げ
- 返済方法につき期限一括から分割への変更
- 反復借入時における貸出期間の短縮

などの悪化内容を具体的に記載してください。

⑤ 「借入金額が減少した内容」については、先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の借入金額について減少した額などを記載してください。

⑥ 「与信取引が拒絶された内容」については、その経緯を記載してください。

⑦ 「その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容」については、④から⑥までに挙げた内容以外で取引に係る支障が生じた場合において、その内容をできる限り具体的に

記載してください。

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(5)　取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
取引先金融機関の名称及び所在地
取引先金融機関からの借入金額（A）
借入金額の総額（B）
取引先金融機関からの借入金額の割合（%、A／B×100）
借入条件が悪化した内容
借入金額が減少した内容
与信取引が拒絶された内容
その他金融機関との取引に支障が生じた内容
（提出書類）
取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類
（記載要領）
「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が 20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2)　添付書類

以下の書類を添付してください。

①　前年の会計帳簿等の勘定科目明細や金融機関発行の借入債務の残高証明書などの取引先金融機関からの借入金額及び申請者の借入金額の総額が確認できる書類

②　先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の借入契約書などの借入条件が悪化したことが確認できる書類

③　先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の残高証明書などの借入残高が減少したことが確認できる書類

④　経緯書などの与信取引の拒絶がされたことが確認できる書類

(B)-6　申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れ

るための価額弁償をすること（第 6 号事由）

(1)　別紙 2 の記載要領

①　申請者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、その債務の金額を記載してください。

②　申請者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、その遺留分減殺に係る価額弁償の金額を記載してください。

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6)　申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

（提出書類）

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(7)　申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

（提出書類）

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(2)　添付書類

以下の書類を添付してください。

①　申請者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、遺産の分割に係る和解契約書（遺産分割協議書）、審判書又は調停調書など負担することになった債務の金額が確認できる書類

②　申請者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解調書若しくは調停調書など価額弁償する資金の金額が確認できる書類

(B)-7　その他諸費用が生じたこと（第 7 号事由）

(1)　別紙 2 の記載要領

上記の第1号から第7号に掲げる事由に伴う諸費用又はこれら以外の事由による諸費用が生じており、その結果、事業活動の継続に支障が生じている場合には、諸費用の具体的な内容とその金額を記載してください。

2　申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(8)　その他諸費用が生じたこと。
　　諸費用の内容と金額
（提出書類）
　　諸費用が生じていることを証する書類

(2)　添付書類

上記の事由が生じていることを証する書類を添付してください。

第 4 節　認定事由と添付書類の対応関係

上記の認定事由と添付書類の対応関係を整理すると下表のようになります。

（Ａ）共通事項

申請者	添付書類	原因	添付書類
会社	・従業員数証明書［第 8 号］ ・登記事項証明書［第 9 号イ］ ・定款の写し［第 9 号ロ］ ・貸借対照表、損益計算書、事業報告書［第 9 号ハ］ ・誓約書（上場会社等）［第 9 号］	死亡	・戸籍謄本等［第 1 号］
		退任	・なし（登記事項証明書［第 9 号イ］で退任の事実を確認）
個人事業主	・従業員数証明書［第 8 号］ ・会計帳簿、貸借対照表等［第 10 号イ］	死亡	・戸籍謄本等［第 1 号］
		退任	・事業譲渡契約書［第 10 号ハ］

（Ｂ）事由別事項

資金が必要な者		資金使途	該当事由	添付書類	利用できる特例
会社	会社	・株式買取資金	第 1 号	・株主名簿の写し［第 9 号ニ］ ・株式等の価格を証する書類［第 9 号ヘ］	信用保険特例
		・事業用資産等買取資金（債務の返済を含む。）	第 1 号	・不動産の場合には登記事項証明書［第 2 号］ ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類［第 2 号］ ・申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していること	

				を証する書類［第9号ト］	
		・売上高等減少時の運転資金	第3号	・売上高等の減少が見込まれることを証する書類［第5号］	
		・取引条件悪化時の運転資金	第4号	・不利益な仕入条件設定・変更を証する書類［第6号］	
		・借入条件悪化時の運転資金	第5号	・取引先金融機関との取引に係る支障発生を証する書類［第7号］	
	代表者	・株式等買取資金	第1号	・株主名簿の写し［第9号ニ］ ・株式等の価格を証する書類［第9号ヘ］	政策公庫特例
		・事業用資産等買取資金（債務の返済を含む。）	第1号	・不動産の場合には登記事項証明書［第2号］ ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類［第2号］ ・申請者又はその代表者以外の者が申請者の事業用資産等を有していることを証する書類［第10号ロ］	
		・相続税又は贈与税の納税資金	第2号	・相続税又は贈与税の見込額を記載した書類［第3号］	
		・遺産分割又は遺留減殺請求の対応資金	第6号	・遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書［第4号］ ・価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書［第4号］	
個人事業主		・事業用資産等買取(債務の返済を含む。）	第1号	・不動産の登記事項証明書［第2号］ ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類［第2号］ ・申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類［第10号ロ］	信用保険特例
		・相続税又は贈与税の納税資金	第2号	・相続税又は贈与税の見込額を記載した書類［第3号］	

	・売上高減少時の運転資金	第 3 号	・売上高等の減少が見込まれることを証する書類［第 5 号］	
	・取引条件悪化時の運転資金	第 4 号	・不利益な仕入条件設定・変更を証する書類［第 6 号］	
	・借入条件悪化時の運転資金	第 5 号	・取引先金融機関との取引に係る支障発生を証する書類［第 7 号］	
	・遺産分割又は遺留減殺請求の対応資金	第 6 号	・遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書［第 4 号］ ・価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書［第 4 号］	

第 5 節　認定の通知

経済産業大臣は、認定をした際には、申請者に対して認定書を交付します。認定の有効期限は認定を受けた日（認定書の日付）の翌日から起算して 1 年を経過する日となります。

融資の申込みの際に、当該認定書の写しを金融機関等に提出してください。

なお、認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。認定を受けた場合でも信用保証や融資を受けられないときがありますのでご注意ください。

第 6 節　認定の取消し

第 9 条　経済産業大臣は、法第 12 条第 1 項の認定（第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

認定を受けた後、以下の場合に該当することが判明したときには認定が取り消されることになりますので、ご注意ください。

一　当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代表者が退任したこと。

認定を受けた中小企業者（会社）の後継者がその中小企業者の代表者を退任した場合には、認定が取り消されることになります。

二　当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。

認定を受けた個人事業主（後継者）がその事業の全部を廃止又は譲渡した場合には、認定が取り消されることになります。

三　偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

偽りその他不正の手段により認定を受けていた場合には、認定が取り消されることになります。

第４章　事業承継税制のベースとなる要件について

第１節　事業承継税制のポイント

平成 20 年 1 月 11 日に閣議決定された「平成 20 年度税制改正の要綱」において、事業承継時の相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について現行の 10%減額から 80%納税猶予に大幅拡充するとともに、その適用対象を中小企業基本法上の中小企業全般に拡大することが決定されました。

なお、この事業承継税制については、法の制定を踏まえて創設されることとなっており、法に基づく経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の株式等を後継者が相続又は遺贈により取得した場合の相続税について適用される予定です。

また、本制度の税法上の手当は、平成 21 年度税制改正による税法の改正法案によってなされ、法の施行日（平成 20 年 10 月 1 日）以後に開始した相続に遡及適用される予定です。あくまで、施行規則に定めているのは、事業承継税制のベースとなる要件であり、事業承継税制の具体的な要件は、平成 21 年度税制改正による税法の改正法案に規定される予定であることに御留意ください。

＜参考＞　事業承継税制のベースとなる要件に係る認定の全体像

事業承継税制のベースとなる要件の全体像です。各手続及び要件の詳細については後述の解説をご参照ください。

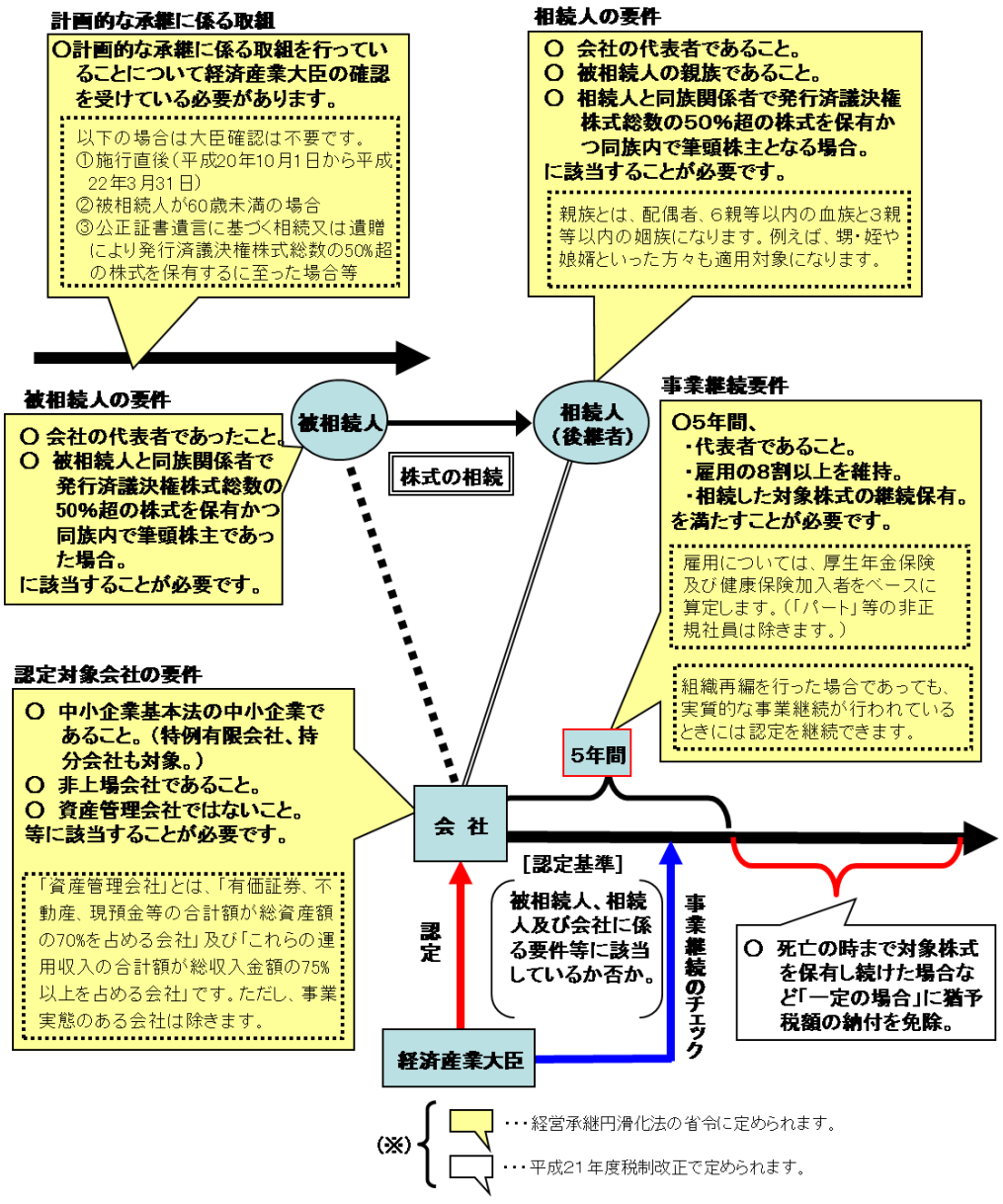

第 2 節　経済産業大臣の認定

1. 認定について

当該認定については、関連する複数の手続きがあります。基本的な手続きの構成は、①計画的な承継に係る取組についての確認（被相続人の生前）、②認定（被相続人の死亡時）、③事業継続報告（被相続人の死亡後。5 年間毎年 1 回。）です。ただし、法の施行直後や被相続人が 60 歳未満で死亡した場合などには、①を経ていなくても認定を受けることができます。また、③の事業継続期間中に他社に吸収合併された場合などにも一定の要件の下で合併先の会社に認定を承継することができます。各手続きの詳細については、後述の解説をご参照ください

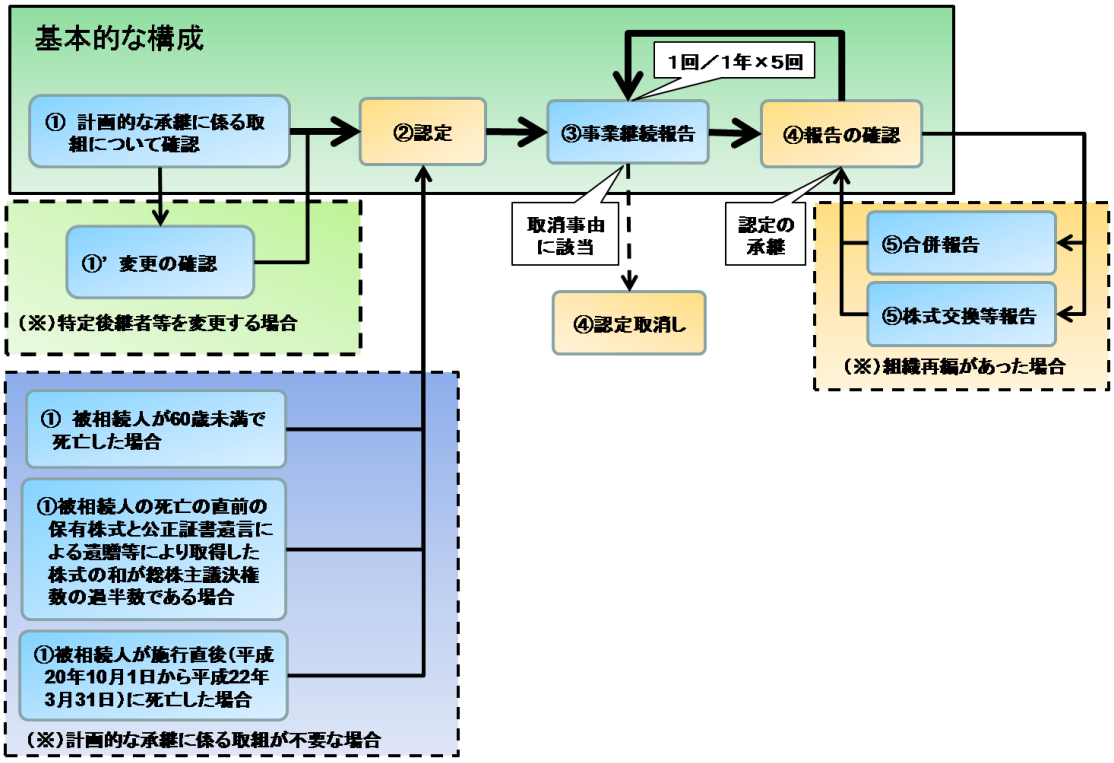

2. 認定の要件

当該認定を受けるためには、申請者である中小企業者は、上場会社等以外の会社であることが必要です（法第 12 条第 1 項第 1 号）。

それ以外の要件については、施行規則第 6 条第 1 項第 7 号が詳細に規定しており、その内容は、次のとおりです。

七　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。

中小企業者の代表者が、先代経営者から相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により当該中小企業者の株式等を取得し、相続税を納付することが見込まれることが認定の要件となります。ただし、施行規則第 6 条第 1 項第 7 号に掲げるいずれにも該当する必要があります。

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社（以下「風俗営業会社」という。）に該当しないこと。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）上の性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を営む会社は、認定を受けることができません。

なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、本号イの要件を満たします。

ロ　当該中小企業者の直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の価額の合計額の割合が 100 分の 70 以上である会社（以下「資産保有型会社」という。）に該当しないこと。

直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める特定資産の価額の合計額の割合が 70%以上である会社を「資産保有型会社」と定義し、これに該当しないことが認定の要件となります。資産の価額については、貸借対照表上の価額（帳簿価額）により算定します。

なお、下記計算式による特定資産の割合が 70%以上となる場合であっても、一定の場合には、資産保有型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2 項）。この点については、後述します。

$$\frac{\text{特定資産【(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)】}}{\text{資産の価額の合計額}} \times \mathbf{100} \geqq \mathbf{70\%} = \text{資産保有型会社}$$

(1)　金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券及び持分（当該中小企業者の特別子会社（直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める同項に規定する有価証券及び持分（当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分を除く。）並びに(2)から(5)までに掲げる資産（以下「特別特定資産」という。）の価額の合計額の割合が 100 分の 70 以上である会社（以下「資産保有型子会社」という。）又は直近の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が 100 分の 75 以上である会社（以下「資産運用型子会社」という。）以外の会社に限る。）の株式又は持分を除く。）

国債証券、地方債証券、株券その他の金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券と他の持分会社の持分です。

ただし、申請者である中小企業者の特別子会社の株式又は持分は、当該特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しない場合に限って、「有価証券及び持分」から除外されます。

なお、下記計算式による特別特定資産の割合が 70%以上となり、又は特別特定資産の運用収入の割合が 75%以上となる場合であっても、一定の場合には、資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2 項）。この点については、後述します。

【資産保有型子会社・資産運用型子会社】

$$\frac{\text{特別特定資産【当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分を除く有価証券又は持分＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)】}}{\text{資産の価額の合計額}} \times 100 \geqq 70\% = \text{資産保有型子会社}$$

$$\frac{\text{特別特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額}} \times 100 \geqq 75\% = \text{資産運用型子会社}$$

※特別子会社が資産保有型子会社・資産運用型子会社に該当するか否かを判定するに当たっては、当該特別子会社に特別子会社がある場合、当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分は、その資産状況や収入状況を問わず、すべて「特別特定資産」から除外されます。

申請者である中小企業者の「特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。

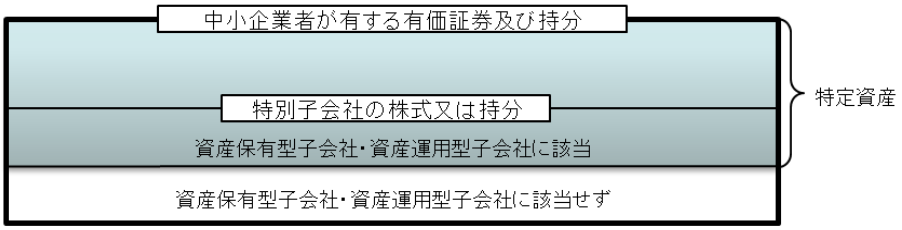

申請者である中小企業者の特別子会社の「特別特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。

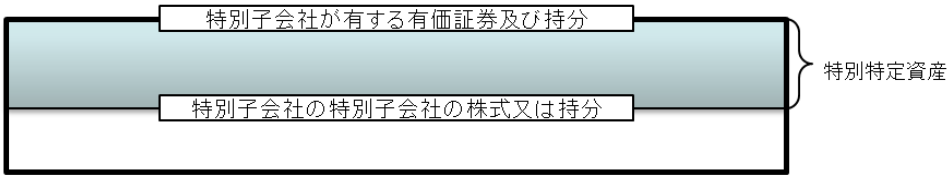

(2)　当該中小企業者が現に自ら使用していない不動産

申請者が所有している不動産のうち、現に自ら使用していないものです。遊休地が典型例ですが、第三者に賃貸している不動産についてもこれに該当しますので、申請者自身

が自らの事務所や工場として使用している不動産以外のものすべてが該当することになります。例えば、従業員用の社宅は「自己使用」に該当し、役員用住宅は「第三者に賃貸」に該当します。

なお、不動産賃貸業を主たる事業とする会社が資産保有型会社に該当する場合があり得ますが、施行規則第 6 条第 2 項に掲げる要件に該当すれば、資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

(3)　ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権などです。ただし、ゴルフ会員権等の販売業者が販売目的で所有しているものは、除外されます。

(4)　絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

絵画、彫刻、工芸品、陶磁器、骨董品などの動産、金、銀などの貴金属、ダイヤモンドなどの宝石です。ただし、これらの資産の販売業者（画廊、骨董品店、宝石店等）が販売目的で所有しているものは、除外されます。

(5)　現預金（当該代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金を含む。）

申請者が有する現預金であり、申請者の代表者やその同族関係者に対して貸付金や未収金を有する場合には、当該貸付金や未収金の額を加算します。

ハ　当該中小企業者の直近の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が 100 分の 75 以上である会社（以下「資産運用型会社」という。）に該当しないこと。

直近の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社を「資産運用型会社」と定義し、これに該当しないことが認定の要件となります。

総収入金額は、損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益（資産の譲渡によるものについては、当該資産の譲渡価額に置き換えてください。）の合計額です。

特定資産の運用収入には、特定資産である株券の発行会社からの配当金、受取利息、受取家賃や特定資産の譲渡（譲渡価額そのものが運用収入となります。）などが含まれます。

なお、下記計算式による特定資産の運用収入の割合が 75%以上となる場合であっても、一定の場合には、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2

項)。この点については、後述します。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額【売上高＋営業外利益＋特別利益】}} \times 100 \geqq 75\% = \text{資産運用型会社}$$

ニ　当該中小企業者の直近の事業年度における総収入金額が零を超えること。

申請者の直近の事業年度における損益計算書上の総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。

ホ　当該中小企業者の常時使用する従業員の数が 1 人以上であること。

申請者に常時使用する従業員がいない場合には、認定を受けることができません。

なお、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用人兼務役員）も、常時使用する従業員の数に含まれます[7]が、当該役員が従業員としての身分を有することを証する書類（従業員給与が支給されていることが分かる給与明細の写しなど）の提出が必要です。

ヘ　当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当しないこと。

申請者の特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当する場合には、認定を受けることができません。

ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（以下「経営承継相続人」という。）であること。

申請者の代表者が「経営承継相続人」であることが、認定の要件となります。「経営承継相続人」とは、次の(1)から(5)のすべてに該当する者です。

(1)　相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

相続又は遺贈により申請者の株式等を取得した代表者であって、当該代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有している者です。なお、代表者であっても、定款その他の規程により代表権を制限[8]さ

[7] 6 頁参照。

[8] 代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「経営承継相続人は手形を振り出してはならない旨」などが考えられます。

れている場合には、認定を受けることができません。

(2)　第 15 条第 1 項の確認（第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認があった場合には、変更後の確認。以下この号において同じ。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者（第 14 条第 3 号の特定後継者をいう。(iii)において同じ。）であり、かつ、当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の死亡の直前において当該中小企業者の役員（会社法第 329 条第 1 項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）であったこと（次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。）。

施行規則第 15 条第 1 項による経済産業大臣の確認を受ける際に定めた「特定後継者」であり、かつ、被相続人（遺贈者を含む。以下同じ。）の死亡の直前において申請者の役員であった者です。当該確認を受けた際に申請者の役員でなかった場合には、被相続人の死亡の時までに役員に就任しておく必要があります。

「役員」は、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第 329 条第 1 項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します[9]。

ただし、次の(ⅰ)から(iii)のいずれかに該当する場合には、申請者の代表者が当該確認に係る特定後継者でない場合であっても、認定を受けることができます。

(ⅰ)　当該代表者（2 人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた 1 人に限る。）が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人が 60 歳未満で死亡した場合

次の 2 つの要件を満たす場合です。

① 申請者の株式等を相続又は遺贈により取得した代表者(このような代表者が 2 人以上あるときは、そのうち申請者が定めた 1 人に限る。）が、当該被相続人の親族であること。

② 当該被相続人又は遺贈者が 60 歳未満で死亡したこと。

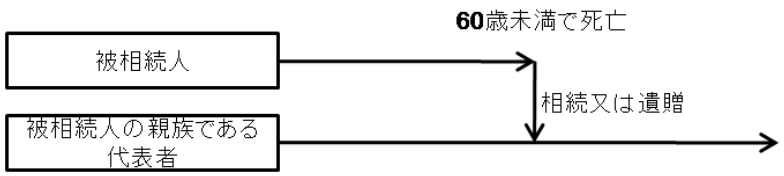

(ⅱ)　当該代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人の死亡の直前において当該中小企業者の役員であった場合であって、当該被相続人の死亡の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該中小企業者の株式等につき遺産の分割の方法が定められ

[9] 定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第 590 条第 1 項）。

たものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の100分の50を超える数であるとき

次の3つの要件を満たす場合です。

① 申請者の株式等を相続又は遺贈により取得した代表者が、当該被相続人の親族であること。

② 当該代表者が、当該被相続人の死亡の直前において申請者の役員であったこと。

③ 当該被相続人の死亡の直前において当該代表者が有していた申請者の株式等に係る議決権の数と相続又は遺贈により取得した株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の100分の50を超える数であること（なお、当該被相続人の死亡の直前に有していた株式等に係る議決権の数が総株主等議決権数の100分の50を超える数であり、相続又は遺贈により株式等を取得しない場合も含まれます。）。

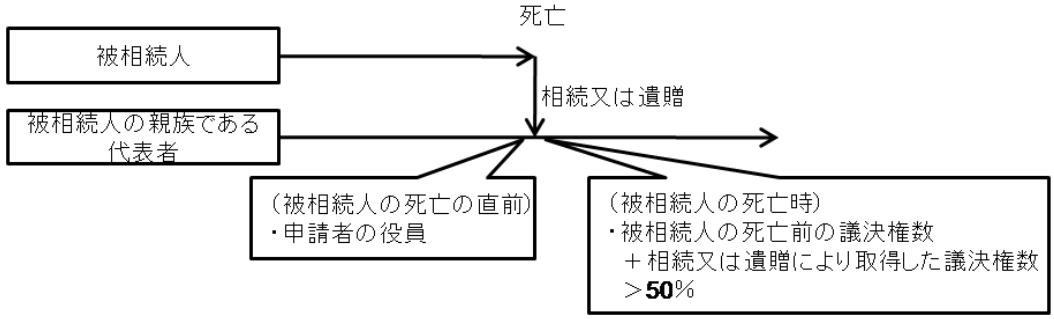

「相続」については、公正証書遺言によって当該中小企業者の株式等を当該代表者に相続させる旨の遺産分割方法の指定があったもの、「遺贈」については、当該中小企業者の株式等を当該代表者に遺贈する旨の特定遺贈に基づくものに限定しています。自筆証書遺言によるもの、相続開始後の相続人間における遺産分割協議に基づくもの、包括遺贈によるものは除外されます。

（iii） 当該特定後継者が死亡した場合であって、当該代表者が第15条第1項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者（第14条第6号の新たに特定後継者となることが見込まれる者をいう。）である場合

施行規則第15条第1項の規定による経済産業大臣の確認を受ける際に定めた特定後継者が、特定代表者が死亡するより前に死亡した場合であって、申請者の代表者が当該確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者である場合です。

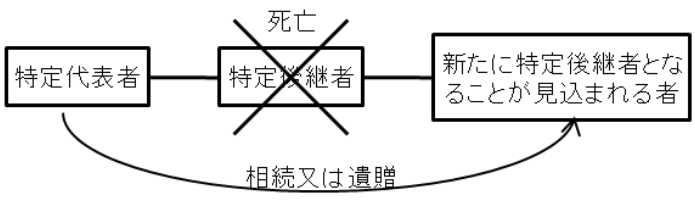

(3)　当該代表者の被相続人の死亡の日から法第 12 条第 1 項の認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）までの間に当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等の全部又は一部を譲渡していないこと。

相続又は遺贈により申請者の株式等を取得した代表者は、認定申請日までの間、当該株式等を所有し続けていることです。

(4)　当該代表者の被相続人が第 15 条第 1 項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者（第 14 条第 4 号の特定代表者をいう。）であったこと（(2)(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに該当する場合を除く。）。

申請者の代表者の被相続人が、施行規則第 15 条第 1 項による経済産業大臣の確認を受ける際に定めた特定代表者であったことです。

ただし、(2)(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに該当する場合には、申請者の代表者の被相続人が当該確認に係る特定代表者でない場合であっても、認定を受けることができます。

(5)　当該代表者の被相続人が、その死亡の直前において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

申請者の代表者の被相続人が、その死亡の直前において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（申請者の経営承継相続人を除く。）の中で最も多くの議決権を有している者であることです。例えば、下記事例においては、被相続人とその同族関係者（配偶者と子 2 人）で 100%の議決権を有しており、かつ、被相続人が経営承継相続人以外の同族関係者の中で最も多い議決権を有しているので、この要件に該当します。

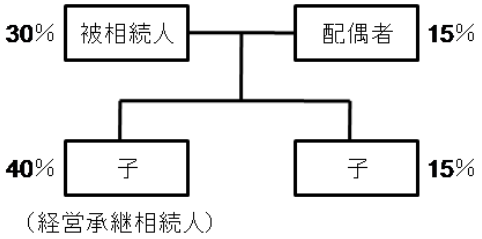

チ　当該中小企業者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継相続人に限る。）以外の者が有していないこと。

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、経営承継相続人以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

【資産保有型会社、資産運用型会社、資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないものとみなされる場合】

申請者が「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」に、申請者の特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」の基準に該当する場合であっても、次の一から三のいずれにも該当するときは、「資産保有型会社」、「資産運用型会社」、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2 項）。

一　事務所、店舗、工場その他の固定施設を所有し、又は賃借していること。

申請者が、その事務所、店舗、工場その他事業を実施するために必要な固定施設を自ら所有し、又は第三者から賃借していることです。

二　常時使用する従業員の数が 5 人以上であること。

申請者の常時使用する従業員の数が 5 人以上であることです。

三　経営承継相続人の被相続人の死亡の日において、3 年以上継続して、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において次に掲げるいずれかの行為をしていること。

イ　商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下同じ。）

ロ　広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘

ハ　商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査

ニ　商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。）についての同号に規定する新制又は当該許認可等に係る権利の保有

ホ　知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上利益に係る権利をいう。以下同じ。）の取得をするための出願若しくは登録（移転の登録を除く。）の請求若しくは申請（これらの準ずる手続を含む。）、知的財産権等（実施権及び使用権を含むものとし、商品販売等を行うために必要となるものをいう。以下同じ。）の移転の登録（実施権及び使用権にあっては、これらの登録を含む。）の請求若しくは申請（これらに準ずる手続を含む。）又は知的財産権若しくは知的財産権等の保有

ヘ　商品販売等を行うために必要となる資産（第 1 号の固定施設を除く。）の所有又は賃

借 ト　イからヘまでに掲げる行為に類するもの

申請者が、経営承継相続人の被相続人の死亡の日の前 3 年間以上継続して、商品販売等の事業活動をしていることです。

「自己の名義をもって」とは、申請者自身が事業主体であることを明示することを意味します。

「自己の計算において」とは、事業活動による損益が申請者自身に帰属することを意味します。

3. 認定の手続

中小企業者が法第 12 条第 1 項の認定(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るもの)を受けようとする場合には、当該中小企業者の代表者の被相続人の死亡の日の翌日から 10 か月以内に、所定の申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出して、認定の申請をする必要があります。

(1) 申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

様式第 7

認定申請書

（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に該当する場合）

年　　月　　日

経済産業大臣名　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　会社について

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
従業員数起算日		年　月　日
従業員数起算日における常時使用する従業員の数		(a)+(b)+(c)−(d)　人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)　人
	70 歳以上 75 歳未満である健康	(b)

	保険の被保険者の数（*1）	人
	70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c) 人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d) 人
施行規則第15条の確認（施行規則第16条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項	確認の有無	有□　無□
	確認の年月日及び番号	年　月　日（　　号）
	特定代表者の氏名	
	特定後継者の氏名	
	新たに特定後継者となることが見込まれる者の氏名	

直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び持分	特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く。）			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自らの利用に供していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的として有していない			(9) 円	(20) 円

属、宝石	もの				
現預金等	現預金			(10) 円	(21) 円
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			(11) 円	(22) 円

特定資産の価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の総額	(24) 円	総収入金額	(27) 円
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合	(25)=(23)/(24) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(28)=(26)/(27) %

2　代表者について

総株主等議決権数	被相続人の死亡の直前		(a)	個
	被相続人の死亡の時		(b)	個
被相続人	氏名			
	最後の住所			
	死亡年月日		年　月　日	
	死亡の日の年齢		歳	
	死亡の直前における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計		(c)+(d) 個 ((c)+(d))/(a)%	
	死亡の直前における保有議決権数及び割合		(c) 個 (c)/(a) %	
	死亡の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
				(d) 個 (d)/(a) %
代表者	氏名			
	住所			

<table>
<tr><td colspan="3">被相続人との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">被相続人の死亡の直前における地位</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">被相続人の死亡の時における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計</td><td colspan="2">(e)+(f)　　個
((e)+(f))/(b)　%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保有議決権数及び割合</td><td>被相続人の死亡の直前</td><td>個
%</td><td rowspan="2">被相続人から相続又は遺贈により取得した数</td><td colspan="2" rowspan="2">個</td></tr>
<tr><td>被相続人の死亡の時</td><td>(e)　　個
(e)/(b)　%</td></tr>
<tr><td>認定申請日</td><td>個</td><td>被相続人の死亡の日から認定申請日までに譲渡した数</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被相続人の死亡の時における同族関係者</td><td colspan="2">氏名(会社名)</td><td colspan="2">住所(会社所在地)</td><td>保有議決権数及び割合</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>(f)　　個
(f)/(b)　%</td></tr>
</table>

3　特別子会社について

<table>
<tr><td colspan="2">会社名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">会社所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事業内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">総株主議決権数</td><td colspan="3">(a)　　個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">株主又は社員</td><td>氏名（会社名）</td><td colspan="2">住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及び割合</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>(b)　　個
(b)/(a)　%</td></tr>
</table>

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　申請書の写し及び施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

4　施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該

当しない場合には、その旨を証する書類を添付する。

5　申請者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6　申請者が第 15 条第 1 項の確認を受けていない場合であって、次に掲げるいずれかに該当するときには、その旨を証する書類を添付する。

(1)　申請者の代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人が 60 歳未満で死亡したとき。

(2)　申請者の代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人の死亡の直前において当該申請者の役員であった場合であって、当該被相続人の死亡の直前において当該代表者が有していた当該申請者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該申請者の株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数であるとき。

(3)　平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、申請者の代表者の被相続人が死亡した場合において、当該代表者がその被相続人の親族であって、かつ、施行規則附則第 2 条第 1 項各号に掲げるいずれかに該当するとき。

7　申請者が第 15 条第 1 項の確認を受けていない場合であって、6(3)に該当し、かつ、当該申請者の代表者又はその被相続人の親族のうちの 1 人が当該代表者が死亡した場合に新たに特定後継者となることが見込まれる者であるときには、その旨を証明する書類を提出する。

（記載要領）

1　「従業員数起算日」については、「経営承継相続人の被相続人の死亡の日」又は「経営承継相続人が代表者に就任した日」のいずれか遅い日を記載する。

2　「施行規則第 15 条の確認（施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には「確認の有無」以外は空欄とする。

3　単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。

4　「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

5　「代表者」については、経営承継相続人となる代表者について記載する。

6　「特別子会社」については、申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

「1　会社について」

① 「主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。

② 「資本金の額又は出資の総額」には、認定申請日における資本金の額又は出資の総額を記載してください。

③ 「従業員数起算日」とは、申請者の経営承継相続人の被相続人の死亡の日又は当該経営承継相続人が代表者に就任した日のいずれか遅い日（施行規則第 7 条第 2 項第 5 号）ですので、該当する日付を記載してください。

④ 「従業員数起算日における常時使用する従業員の数」には、それぞれの項目について、該当する人数を記載してください。

なお、「役員の数」には、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用人兼務役員）を除いた数を記載してください。

⑤ 「施行規則第 15 条の確認（施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」には、それぞれの項目について、当該確認に係る確認書に記載されている内容を記載してください。なお、確認の年月日は、確認書の年月日を記載してください。

⑥ 「直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」には、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度[10]を記載し、明細表のそれぞれの項目について、以下の要領に従い、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書上の金額を記載してください。

- 「内容」欄には、例えば、「株式会社〇〇〇〇の株式〇〇〇〇株」、「〇〇〇〇所在〇〇番の土地〇〇㎡」など、具体的に記載してください。
- 明細表中「利用状況」欄には、以下のとおり記載してください。
- 不動産については、「自己使用（工場）」、「自己使用（店舗）」、「自己使用（従業員社宅）」、「第三者に賃貸（役員住宅）」など、申請者自身が現に使用しているか否かが分かるように記載してください。
- ゴルフ場等の利用権については、「投資目的」、「販売目的」など、その所有目的を記載してください。
- 絵画等については、「投資目的」、「販売目的」など、その所有目的を記載してください。
- 現預金等のうち貸付金及び未収金については、貸付金と未収金の別、当該貸付金等の債務者の氏名又は会社名を記載してください。
- 「特定資産の価額の合計額」及び「特定資産の運用収入[11]の合計額」には、それぞ

[10] 例えば、申請者の事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合で、認定申請日が平成 21 年 9 月 1 日であるときは、直前の事業年度は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとなります。

[11] 運用収入の具体例については、59 頁参照。

れ計算式に従って得た金額を記載してください。

- 「資産の総額」には、貸借対照表上の資産の部の合計額を、「総収入金額」には、損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益の合計額を記載してください。
- 「特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合」及び「特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合」には、それぞれ計算式に従って得た数値を記載してください。

「2　代表者について」

① 「代表者」は、経営承継相続人となる者ですので、代表者が複数いる場合であっても、経営承継相続人となる者1名についてのみ記載してください。

② 「総株主等議決権数」には、「被相続人の死亡の直前」と「被相続人の死亡の時」の2つの時点における議決権の総数を記載してください。

③ 「被相続人」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「死亡の直前における同族関係者」には、同族関係者それぞれについて、氏名（会社名）、住所（会社所在地）並びに保有議決権数及び割合を記載してください。

④ 「代表者」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「被相続人の死亡の直前における地位」には、「申請者の取締役」、「申請者の代表取締役」など、具体的に記載してください。「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」には公正証書遺言による相続又は遺贈によって取得したもののみを記載してください。

「3　特別子会社について」

申請者に特別子会社がある場合、それぞれ該当する事項を記載してください。複数ある場合には、特別子会社ごとに記載してください。

(2)　添付書類

① 定款の写し

認定申請日の時点で有効な申請者の定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。

② 株主名簿の写し

経営承継相続人の被相続人の死亡の直前と死亡の時の 2 つの時点における申請者の株主の氏名等を記載した株主名簿の写しを提出してください。なお、持分会社の場合には、同じく2つの時点における社員の氏名等を記載した定款の写しを提出してください。

③ 登記事項証明書

経営承継相続人の被相続人の死亡の日から認定申請日までの間に作成された申請者の登記事項証明書を提出してください。

④　相続税の見込額を記載した書類

経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した申請者の株式等に係る相続税の見込額を記載した書類で、例えば、税務署に提出予定の相続税申告書の写しを提出してください。

⑤　従業員数証明書

従業員数起算日における常時使用する従業員の数を証する従業員数証明書を提出してください。

⑥　貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出してください。例えば、事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの会社の場合で、認定申請日が平成 21 年 9 月 1 日であるときは、平成 21 年 3 月期のものを提出してください。

なお、施行規則第 6 条第 2 項により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされる場合には、直前の 3 事業年度（上記例では、平成 19 年 3 月期、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期）のものを提出してください。

また、申請者に特別子会社がある場合には、当該特別子会社についても同様に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を併せて提出してください。

個々の資産の利用状況については、例えば、第三者に賃貸している不動産であれば賃貸借契約書を、自ら工場等として使用している不動産であればその旨を証する書類（例：工場所在地の記載のある会社パンフレット、工場所在地を事業所とする社会保険関係書類）などを添付してください。

⑦　上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧　特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑨　戸籍謄本等

下記事項を証する戸籍謄本等を提出してください。

- 経営承継相続人がその被相続人の親族であること
- 株主又は社員が経営承継相続人又はその被相続人の親族であること
- 経営承継相続人の被相続人が 60 歳未満で死亡したこと

⑩　施行規則第 15 条第 1 項の確認に係る確認書

施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認があった場合には、当初の確認書と併せて変更に関する確認書も提出してください。

⑪　その他参考となる書類

下表を参照してください。

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（法第 12 条第 1 項第 1 号、施行規則第 6 条第 1 項第 7 号）		添付書類（第 7 条第 2 項）
法第 12 条第 1 項第 1 号	上場会社等でないこと。	･誓約書[第 7 号]
施行規則第 6 条第 1 項第 7 号柱書	当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。	･相続税の見込額を記載した書類[第 4 号]
イ	風俗営業会社に該当しないこと。	･誓約書[第 7 号]
ロ	資産保有型会社に該当しないこと。	･貸借対照表[第 6 号]
ハ	資産運用型会社に該当しないこと。	･損益計算書[第 6 号]
	（施行規則第 6 条第 2 項） 一　事務所、店舗、工場その他の固定施設を所有し、又は賃借していること。	･固定施設に係る登記事項証明書、賃貸借契約など[第 11 号]
	二　常時使用する従業員の数が 5 人以上であること。	･従業員数証明書[第 5 号]
	三　経営承継相続人の被相続人の死亡の日において、3 年以上継続して、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において次に掲げるいずれかの行為をしていること。	
	イ　商品販売等	･商品販売等に係る契約書など[第 11 号]
	ロ　広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘	･広告の写し、ホームページを印刷したものなど[第 11 号]
	ハ　商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査	･市場調査に係る契約書など[第 11 号]
	ニ　商品販売等を行うに当たる法令上必要となる行政機関の許認可等についての申請又は当該許認可等に係る権利の保有	･食品衛生法に基づく営業許可証、建設業法に基づく建設業許可通知書などの写し[第 11 号]
	ホ　知的財産権の取得をするための出願等	･特許証、実用新案登録証などの写し[第 11 号]
	ヘ　商品販売等を行うために必要となる資産の所有又は賃借	･事務所などとして使用している不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書など[第 11 号]
	ト　イからヘまでに掲げる行為に類するもの	
ニ	総収入金額が零を超えること。	･損益計算書[第 6 号]
ホ	常時使用する従業員の数が 1 人以上であること。	･従業員数証明書[第 5 号]
ヘ	特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当しないこと。	･誓約書[第 8 号]
ト	代表者が経営承継相続人（次の(1)～(5)のいずれにも該当する者）に該当すること。	

		(1)相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。)であって、同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者中筆頭である者であること。	・登記事項証明書[第 3 号] ・遺産分割協議書、遺言書など[第 11 号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第 2 号]
		(2)施行規則第 15 条第 1 項の確認に係る特定後継者であり、かつ、被相続人の死亡直前に当該中小企業者の役員であったこと（次の(ⅰ)から(iii)のいずれかに該当する場合を除く。)。	・確認書[第 10 号] ・登記事項証明書[第 3 号]
		（ⅰ）代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人が 60 歳未満で死亡した場合	・戸籍謄本等[第 9 号]
		（ⅱ）代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人の死亡直前に当該中小企業者の役員であった場合であって、当該被相続人の死亡直前に当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が過半数となるとき	・戸籍謄本等[第 9 号] ・登記事項証明書[第 3 号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第 2 号] ・公正証書遺言[第 11 号]
		(ⅲ)特定後継者が死亡した場合であって、代表者が施行規則第 15 条第 1 項の確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者である場合	・戸籍謄本等[第 9 号] ・確認書[第 10 号]
		(3)代表者が被相続人の死亡日から認定申請日までに相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等の全部又は一部を譲渡していないこと。	・認定申請日における株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)［第 11 号］
		(4)代表者の被相続人が施行規則第 15 条第 1 項の確認に係る特定代表者であったこと。	・確認書［第 10 号］
		(5)代表者の被相続人が、その死亡直前に、同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）中筆頭であったこと。	・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第 2 号]
チ	代表者以外の者が拒否権付株式（黄金株）を有していないこと。		・定款[第 1 号] ・株主名簿[第 2 号] ・登記事項証明書[第 3 号]

4. 認定の通知

経済産業大臣は、認定をした際には、申請者に対して認定書を交付します。認定の有効期限は認定を受けた日(認定書の日付)の翌日から起算して 5 年を経過する日となります。

第 3 節　事業継続報告について

事業承継税制の適用のベースとなる要件に該当することについて経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（特別認定中小企業者）は、認定を受けた日から 5 年間（当該認定の有効期間）に、毎年 1 回、報告基準日の翌日から起算して 1 ヶ月以内に経済産業大臣（地方経済産業局長）に報告することが必要です。報告事項については、「実質的に事業継続していると言えるかどうか」を判断するために必要な項目について、認定要件をベースに規定しています。報告の結果、取消事由（施行規則第 9 条第 2 項・第 3 項）に該当することが判明した場合は、認定が取り消されることになります。また、報告を怠った場合にも認定が取り消されることになります。

1. 報告事項について（施行規則第 12 条第 1 項）

一　代表者の氏名 二　常時使用する従業員の数 三　当該特別認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数

後継者（経営承継相続人）が代表権を有し続けているか、常時使用する従業員の数が従業員数起算日における常時使用する従業員の数の 8 割以上かどうか、後継者が株式等を譲渡していないか、また、後継者とその同族関係者で総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭であるか、についてチェックするための事項です。

四　当該特別認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

認定後に株式を上場したり、風俗営業会社になっていないかをチェックするための事項です。

五　報告基準日において、当該特別認定中小企業者が資産保有型会社又は資産運用型会社（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産運用型会社を除く。）に該当しないこと。

資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないことをチェックするための事項です。なお、「第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産運用型会社」は、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないとしています。ここで、第 6 条第 2 項第 3 号をそのまま引用していないのは、認定後には、「3 年以上継続」という要件を設定することの意味がなくなっているからです。

六　報告基準日の直近の事業年度における当該特別認定中小企業者の総収入金額

総収入金額[12]がゼロでないことをチェックするための事項です。

七　当該特別認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別認定中小企業者に加えて、その特別子会社も風俗営業会社に該当しないことをチェックするための事項です。

2. 報告の手続（施行規則第 12 条第 2 項）

(1)　報告書の様式

報告書は、次の様式を使用してください。

様式第 10

施行規則第 12 条第 2 項の規定による報告書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1　特別認定中小企業者について

主たる事業内容	
認定申請日（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	円
報告基準日における資本金の額又は出資の総額	円
認定申請日（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	

[12] 総収入金額の意義については、59 頁参照。

認定年月日及び番号		年　月　日（　　号）
報告基準年月日		年　　月　　日
報告基準日における常時使用する従業員の数		(a)+(b)+(c)−(d)　人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)　人
	70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)　人
	70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)　人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)　人

直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び持分	特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く。）			(1)　円	(12)　円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2)　円	(13)　円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3)　円	(14)　円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4)　円	(15)　円
	現に自らの利用に供していないもの			(5)　円	(16)　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)　円	(17)　円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(7)　円	(18)　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属、宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)　円	(19)　円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(9)　円	(20)　円

現預金等	現預金			(10) 円	(21) 円
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			(11) 円	(22) 円

特定資産の価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の総額	(24) 円	総収入金額	(27) 円
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合	(25)=(23)/(24) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(28)=(26)/(27) %

2　経営承継相続人について

報告基準日における総株主等議決権数			(a)	個
氏名				
住所				
報告基準日における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計			(b)+(c) 個 ((b)+(c))/(a) %	
	報告基準日における保有議決権数及び割合		(b) 個 (b)/(a) %	
	報告基準日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
				(c) 個 (c)/(a) %

3　特別子会社について

会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数		(a)	個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及び割合

			(b)　　個 (b)/(a)　　%

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　報告書の写し及び施行規則第 12 条第 3 項各号に掲げる書類を添付する。

4　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

5　報告者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6　報告者の経営承継相続人が当該報告者の代表者でない場合又は当該報告者が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えている場合であって、当該経営承継相続人が施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　報告者が株式交換等により特別認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「報告基準日における常時使用する従業員の数」については、特別認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

2　単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。

3　「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

4　「特別子会社」については、報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

なお、報告書の各項目の記載方法については、認定申請書（様式第 7）の記載方法に関する解説（71 頁以下）を参照してください。

(2) 添付書類

① 定款の写し

報告日時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。

② 登記事項証明書

報告をする日（「報告基準日」と異なります。）の前3月以内に作成されたものを提出してください。

③ 株主名簿の写し

株式会社である場合には、報告基準日（認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとに日）における株主名簿を提出してください。

④ 従業員数証明書

報告基準日時点での常時使用する従業員の数が分かるよう従業員数証明書を提出してください。

⑤ 報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

例えば事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、報告基準日が平成21年9月1日であるときには、平成21年3月期の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出してください。

⑥ 上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑦ 特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 上記のほか、報告事項に関し参考となる書類

例えば、特別認定中小企業者が第 12 条第 1 項第 5 号の括弧内に該当することや、特別子会社がある場合に、当該特別子会社が資産保有型子会社や資産運用型子会社に該当しないことを証する書類が考えられます。

以上の報告事項と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第 12 条第 1 項）		添付書類（第 12 条第 2 項）
第 1 号	代表者の氏名	・登記事項証明書［第 2 号］ ・代表権に制限がないことについては定款の写し［第 1 号］
第 2 号	常時使用する従業員の数	従業員数証明書［第 4 号］
第 3 号	株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数	・株主会社の場合は、株主名簿の写し［第 3 号］ ・持分会社の場合は、定款の写し［第 1 号］

第 4 号	上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（上場会社等、風俗営業会社）［第 6 号］
第 5 号	資産会社又は資産運用型会社（第 6 条第 2 号第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている会社を除く。）に該当しないこと。	・貸借対照表、損益計算書及び事業報告書［第 5 号］ ・括弧内に該当することを証明する場合は、参考となる書類［第 8 号］
第 6 号	総収入金額	損益計算書［第 5 号］
第 7 号	特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（特別子会社）［第 7 号］

第 4 節　認定の取消しについて（施行規則第 9 条第 2 項・第 3 項）

毎年 1 回の報告により、認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。また、認定取消事由に該当した場合には、その時点で経済産業大臣（地方経済産業局長）に報告する必要があります（施行規則第 12 条第 3 項）。ただし、認定の取消事由のうち、施行規則第 9 条第 2 項第 3 号については報告基準日時点の取消事由であること、第 12 号と第 13 号については、事業年度単位の取消事由であることから、施行規則第 12 条第 3 項の規定による報告の対象から除外されています。

一　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が死亡又は当該特別認定中小企業者の代表者を退任したこと。

経営承継相続人（後継者）が死亡又は代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、代表者を退任し又は代表権を制限した場合であっても、認定取消事由に該当しないとみなします。

【施行規則第 9 条第 3 項各号】

- 精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1 級又は 2 級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護五）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

二　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人の代表権に制限を加えたこと（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 42 条第 1 項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合を含む。）。

経営承継相続人（後継者）の代表権について、定款で制限が加えられた場合[13]には、認定が取り消されます。代表権に制限がある場合には、実質的な経営者とは言えないからです。この場合も、施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、認定取消事由に該当しないとみなします。なお、民事再生法又は会社更生法の規定により管財人が選任された場合も、もはや、経営承継相続人は実質的な経営者と言えないため、認定が取り消されます。

三　報告基準日（第 12 条第 1 項の報告基準日をいう。以下この項において同じ。）において、当該特別認定中小企業者の常時使用する従業員の数が従業員数起算日における常時使用する従業員の数の 100 分の 80 を下回る数となったこと。

報告基準日（認定を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日）の常時使用する従業員の数が、従業員数起算日の常時使用する従業員の数の 80%を下回った場合には、認定が取り消されます。なお、報告基準日以外の時点において、80%を下回る時点があったとしても、認定取消事由には該当しません。

四　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて有する当該特別認定中小企業者の株式等に係る議決権の数が当該特別認定中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 以下となったこと。

経営承継相続人（後継者）とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の 50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

五　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者が当該経営承継相続人が有する当該特別認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有するに至ったこと。

経営承継相続人（後継者）が同族関係者の中で筆頭株主でなくなった場合には、認定が取り消されます。

六　当該特別認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継相続人が、当該認定に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した当該特別認定中小企業者の株式の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七　当該特別認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

経営承継相続人(後継者)が先代経営者から相続又は遺贈により取得した株式等につき、議決権制限株式等に変更した場合(持分会社である場合は、経営承継相続人の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合)には、認定が取り消されます。

[13] 代表権の制限の例については、60 頁注 8 参照。

八　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、当該認定に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した当該特別認定中小企業者の株式等の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第758条第1号に規定する吸収分割会社をいう。）又は新設分割会社（同法第763条第5号に規定する新設分割会社をいう。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第763条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第757条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含む。）。

経営承継相続人（後継者）が先代経営者から相続又は遺贈により取得した株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。なお、会社分割を行った場合であって、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当をしたときには、会社分割によって特別認定中小企業者の株式等の価値が低下するのと引換えに、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

九　当該特別認定中小企業者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を経営承継相続人以外の者が有するに至ったこと。

「会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を経営承継相続人（後継者）以外の者が有することになった場合には、経営承継相続人（後継者）の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、経営承継相続人の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

十　当該特別認定中小企業者が解散（合併により消滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。）したこと。

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。

合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第 471 条第 4 号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第 10 条第 1 項本文）ので、取消事由から除外しています。

「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

十一　当該特別認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

十二　報告基準日において、当該特別認定中小企業者が資産保有型会社又は資産運用型会社（第6条第2項第1号及び第2号に掲げるいずれにも該当する特別子会社であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第3号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する会社に限る。以下同じ。）に該当したこと（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第3号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを除く。）。

報告基準日において、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。この資産保有型会社又は資産運用型会社の判定に当たっては、①実質的に事業実態のある会社（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている会社）が除かれるとともに、②その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げるいずれにも該当する特別子会社であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている会社）の株式又は持分が除かれます。

十三　報告基準日の直近の事業年度において、当該特別認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

報告基準日の直近の事業年度において、総収入金額[14]がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

十四　当該特別認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

十五　第12条第1項及び第3項から第5項までの報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

施行規則第 12 条第 1 項（毎年 1 回の報告）、第 3 項（取消事由に該当した場合の報告）、第 4 項（合併があった場合の報告）、第 5 項（株式交換又は株式移転があった場合の報告）に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、認定が取り消されます。

十六　偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

[14] 総収入金額の意義については、59 頁参照。

十七　当該特別認定中小企業者が会社法第447条第1項又は第628条第1項の規定により資本金の額を減少したこと（同法第309条第2項第9号イ及びロに該当する場合を除く。）。

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法 447 条第 1 項、合同会社の場合は同法 626 条第 1 項）には、認定が取り消されます。ただし、欠損填補目的の減資（会社法第 309 条第 2 項第 9 号イとロのいずれにも該当する場合）については、認定は取り消されません。

なお、会社法第 447 条第 3 項に該当した場合であっても、欠損填補目的の減資でないときは本号に該当します。

第 5 節　合併があった場合の認定の承継（施行規則第 10 条関係）

1. 合併の類型

合併には、吸収合併[15]と新設合併[16]があります。

吸収合併においては、特別認定中小企業者が消滅会社となる場合と存続会社となる場合があります。

新設合併においては、特別認定中小企業者は必ず消滅会社となります。

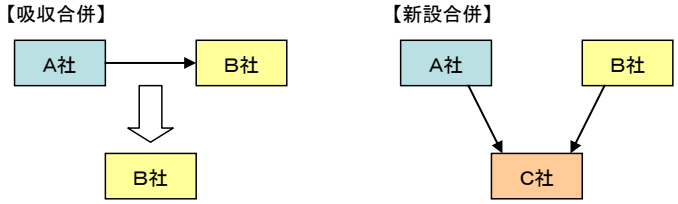

2. 合併があった場合における認定の効力の消滅と認定の承継

合併により特別認定中小企業者が消滅した場合には、その認定は、原則として、当然にその効力を失います（施行規則第 10 条第 1 項本文）。

ただし、吸収合併存続会社等[17]が、合併効力発生日等[18]において一定の要件に該当することについて経済産業大臣の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第 10 条第 1 項ただし書）[19]。

---

15 吸収合併は、当事会社の一部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく存続会社に移転するものをいいます。

16 新設合併は、当事会社の全部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく新設会社に移転するものをいいます。

17 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社をいいます。

18 吸収合併の効力発生日又は新設合併設立会社の成立の日をいいます。

19 特別認定中小企業者が合併により消滅した場合に須く認定の効力が消滅することとすると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるからです。

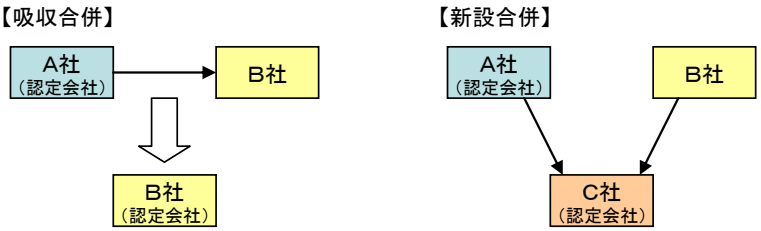

以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特別認定中小企業者をＡ社、特別認定中小企業者たる地位を承継する会社をＢ社（吸収合併）又はＣ社（新設合併）といいます。

3　合併があった場合に認定を承継するための要件

一　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が当該吸収合併存続会社の代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。

Ａ社の経営承継相続人が、合併効力発生日等において、Ｂ社又はＣ社の代表者であることを意味します。

吸収合併の場合には、Ａ社の経営承継相続人が、吸収合併の効力発生と同時にＢ社の代表者に就任する場合と、従前からＢ社の代表者である場合があります。

新設会社の場合には、Ａ社の経営承継相続人が、Ｃ社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

ただし、Ａ社の経営承継相続人がＢ社又はＣ社の代表者であるものの、定款その他の規程によりその代表権を制限されている場合[20]は、本号に該当しません。

なお、Ａ社が認定を受けた後、その経営承継相続人が次のいずれかに該当し、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときには、当該経営承継相続人がＢ社又はＣ社の代表者でなく、又は代表権を制限されている場合であっても、本号に該当することとされています（施行規則第 10 条第 2 項）。

- 精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1 級又は 2 級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護五）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

二　吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別認定中小企業者の経営承継相続人に対する剰余金の配当（株式等に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下同じ。）として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

[20] 代表権の制限の例については、60 頁注 8 参照。

Ｂ社又はＣ社が、合併の対価としてＡ社の株主又は社員に対してＢ社又はＣ社の株式等以外の財産を交付した場合には、Ｂ社又はＣ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、合併比率を調整するために交付する金銭（合併交付金）や経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

なお、合併に際して交付する株式に 1 株（又は 1 単元）未満の端数が生じたために当該端数の合計数に相当する株式を他に売却して、その代金をＡ社の株主又は社員（経営承継相続人を含む。）に交付した場合には、「吸収合併存続会社等の株式等以外の財産」を交付したこととなり、Ｂ社又はＣ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

三　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らないこと。

Ａ社の経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてＢ社又はＣ社の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有するＢ社又はＣ社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

四　当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産運用型会社を除く。）のいずれにも該当しないこと。

Ｂ社又はＣ社が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、Ｂ社又はＣ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、施行規則第 9 条第 2 項第 12 号の解説（84 頁参照）を参照してください。

五　当該吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

Ｂ社又はＣ社に特別子会社がある場合、当該特別子会社が風俗営業会社に該当するときには、Ｂ社又はＣ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

4. 合併があった場合に認定を承継するための手続

吸収合併存続会社等が特別認定中小企業者たる地位を承継するためには、合併効力発生日等の後、遅滞なく、上記 3 の各要件に該当する旨を経済産業大臣に報告し（施行規則第 12 条第 4 項）、同大臣の確認を受けることが必要です（施行規則第 10 条第 1 項ただし書及び第 12 項第 6 項）。

(1) 合併報告書の記載要領

合併報告書は、次の様式を使用してください。

様式第 11

合併報告書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

（吸収合併存続会社等）
会 社 所 在 地
会　 社　 名
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 4 項の規定により、施行規則第 10 条第 1 項各号に掲げるいずれにも該当する旨を報告します。

記

1　吸収合併存続会社等について

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
合併効力発生日等		年　月　日
承継の原因		
認定の年月日及び番号		年　月　日（　号）
合併効力発生日等の直前における特別認定中小企業者	会社名	会社所在地
	代表者氏名	代表者住所

合併により交付された財産	

直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び持分	特別子会社の株式又は持分（(*)を除く。）			(1)　円	(12)　円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*)			(2)　円	(13)　円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3)　円	(14)　円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4)　円	(15)　円
	現に自らの利用に供していないもの			(5)　円	(16)　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)　円	(17)　円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(7)　円	(18)　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属、宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)　円	(19)　円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(9)　円	(20)　円
現預金等	現預金			(10)　円	(21)　円
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			(11)　円	(22)　円

特定資産の価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)	特定資産の運用収入の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(2

	円		1)+(22) 円
資産の総額	(24)　　円	総収入金額	(27) 円
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合	(25)=(23)/(24) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(28)=(26)/(27) %

2　経営承継相続人について

合併効力発生日等における総株主等議決権数			(a) 個	
氏名				
住所				
合併効力発生日等における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計			(b)+(c)　個 ((b)+(c))/(a)　%	
	合併効力発生日等における保有議決権数及び割合		(b)　個 (b)/(a)　%	
	合併効力発生日等における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
				(c)　個 (c)/(a)　%

(備考)

1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　報告書の写し及び施行規則第 12 条第 4 項各号に規定する書類を添付する。

4　報告者の経営承継相続人が当該報告者の代表者でない場合又は当該報告者が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えている場合であって、当該経営承継相続人が施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

5　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

6　報告者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は

資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第3号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　「承継の原因」については、吸収合併又は新設合併のいずれかを記載する。

2　単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

3　「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

「1　吸収合併存続会社等について」

①　「合併効力発生年月日」には、吸収合併契約書又は新設合併契約書に記載されている吸収合併の効力発生日又は新設合併設立会社の成立の日を記載してください。

②　「承継の原因」には、吸収合併であるか、新設合併であるかを記載してください。

③　「認定年月日及び番号」には、合併により消滅したＡ社が認定を受けた年月日（認定書に記載された年月日）及び番号を記載してください。

④　「合併効力発生日等の直前における特別認定中小企業者」には、合併により消滅する直前のＡ社について、それぞれ該当する事項を記載してください。代表者が複数いた場合には、すべての代表者の氏名及び住所を記載してください。

⑤　「合併により交付した財産」には、「吸収合併存続会社の株式」など、具体的に記載してください。

⑥　「直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」には、認定の申請書の記載要領に関する説明（71 頁以下）を参照してください。

　新設合併の場合には、新設合併消滅会社の直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書上の資産の価額及び売上高等の金額を合計した額を記載してください。

「2　経営承継相続人について」

①　「合併効力発生日等における総株主等議決権数」には、合併効力発生日等におけるＢ社又はＣ社の総株主等議決権数を記載してください。

②　「氏名」及び「住所」には、経営承継相続人の氏名及び住所を記載してください。

③　「合併効力発生日等における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計」その他の欄には、それぞれ該当する事項を記載してください。同族関係者については、それぞれの同族関係者ごとに氏名（会社名）、住所（会社所在地）並びに保有議決権数及び割合を記載してください。

④　経営承継相続人がＢ社又はＣ社の代表者でない場合又は代表権を制限されている者

である場合には、欄外にその旨を付記し、施行規則第 9 条第 3 項各号のうち該当するものを記載してください。

（記載例） 　　経営承継相続人甲野太郎は代表者でないが、同人は、平成〇年〇月〇日に身体障害者手帳（1 級）の交付を受けている。

(2)　合併報告書の添付書類

①　吸収合併契約書又は新設合併契約書

②　吸収合併存続会社等の定款の写し

　併効力発生日等の時点において有効なＢ社又はＣ社の定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。

③　吸収合併存続会社等の登記事項証明書

　合併効力発生日等の後に作成されたＢ社又はＣ社の登記事項証明書を提出してください。

④　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（新設合併の場合には、新設合併消滅会社）の従業員数証明書

合併効力発生日等の直前における次の会社の従業員数証明書を提出してください。

（吸収合併の場合）Ｂ社、Ａ社以外の吸収合併消滅会社

（新設合併の場合）Ａ社以外の吸収合併消滅会社

⑤　吸収合併存続会社等の株主名簿の写し（株式会社である場合）

合併効力発生日等の時点におけるＢ社又はＣ社の株主名簿の写しを提出してください。

⑥　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（新設合併の場合には、新設合併消滅会社）の合併効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

例えば、Ａ社及びＢ社の事業年度が毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合で、合併効力発生日が平成 21 年 9 月 1 日であるときには、平成 21 年 3 月期の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出してください。

　新設合併の場合には、新設合併設立会社の「合併効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度」はありませんので、新設合併消滅会社のもののみを提出してください。

⑦　吸収合併存続会社等が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧　吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第 10 条第 1 項ただし書）		添付書類（第 12 条第 4 項）
第 1 号	特別認定中小企業者の経営承継相続	・登記事項証明書[第 3 号]

	人が吸収合併存続会社等の代表者(代表権を制限されている者を除く。)であること。	・定款の写し（代表権の制限）[第 2 号] ・(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険の被保険者証）[第 10 条第 2 項]
第 2 号	吸収合併存続会社等の株式等以外の財産が交付されていないこと。	・吸収合併契約書又は新設合併契約書[第 1 号]
第 3 号	特別認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該特別認定中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らないこと。	・登記事項証明書[第 3 号] ・株主名簿の写し（株式会社の場合）[第 5 号] ・定款の写し（持分会社の場合）[第 2 号]
第 4 号	吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれにも該当しないこと。	・誓約書（上場会社等、風俗営業会社）[第 7 号] ・貸借対照表、損益計算書（資産保有型会社、資産運用型会社）[第 6 号]
第 5 号	吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	・誓約書[第 8 号]

5. 認定の承継の効果

吸収合併存続会社等であるＢ社又はＣ社が特別認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、Ｂ社又はＣ社は、施行規則第 12 条第 1 項に基づく報告をする必要があります。

また、Ｂ社又はＣ社が施行規則第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることになります。この場合、認定の取消事由のうち常時使用する従業員の数に関する規定（同項第 3 号）については、従業員数起算日におけるＡ社の従業員数と合併効力発生日等の直前のＢ社（吸収合併の場合は吸収合併存続会社、新設合併の場合はＡ社以外の新設合併消滅会社）の従業員数の合計数に対する報告基準日におけるＢ社又はＣ社の従業員数の割合が 80%を下回ることと読み替えられます(施行規則第 10 条第 3 項)。

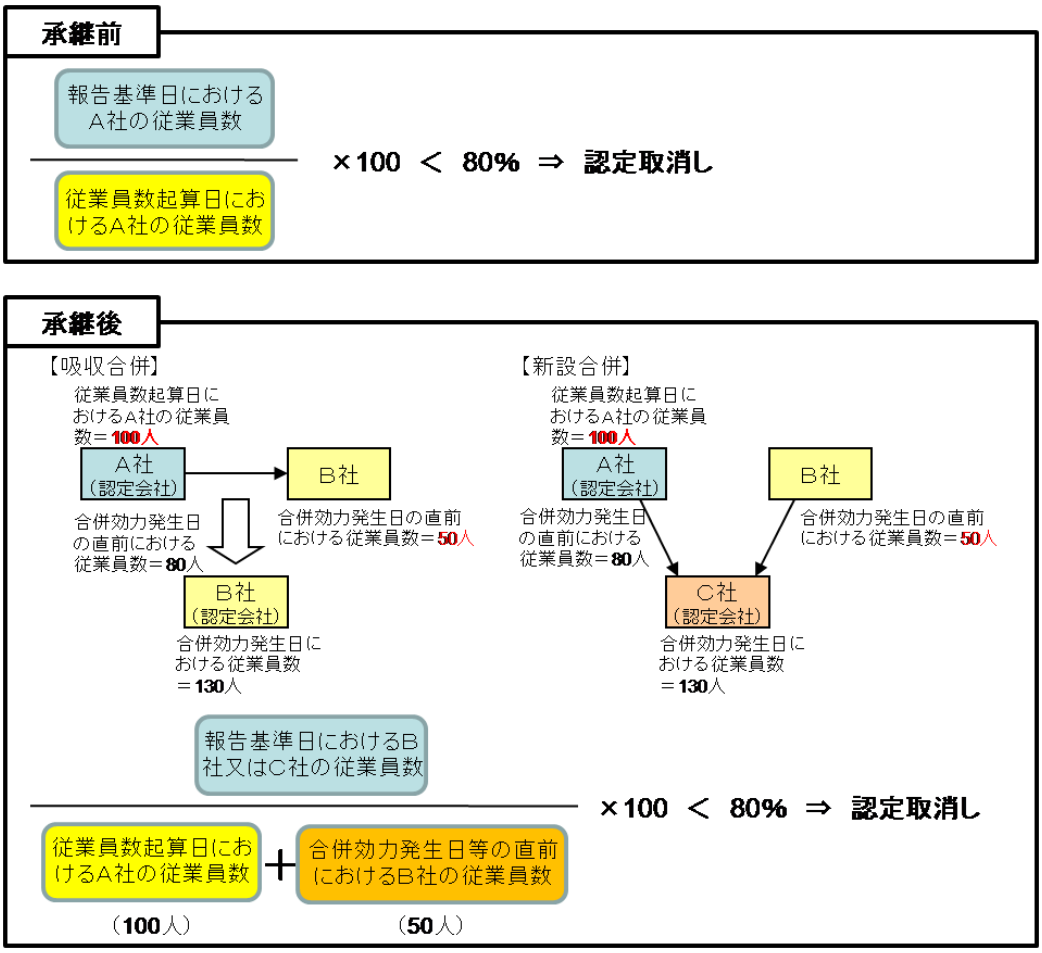

第 6 節　株式交換等があった場合の認定の承継（施行規則第 11 条関係）

1. 株式交換等の類型

株式交換と株式移転は、既存の株式会社を完全子会社とする完全親会社関係を創設するものです。既存の株式会社又は合同会社が完全親会社となるものが株式交換であり、新設される株式会社が完全親会社となるものが株式移転です。

株式交換においては、特別認定中小企業者が完全親会社となる場合と完全子会社となる場合があります。

株式移転においては、特別認定中小企業者は必ず完全子会社となります。

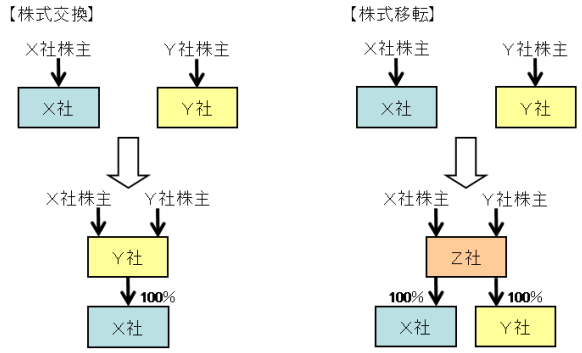

2. 株式交換等があった場合における認定の承継

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により特別認定中小企業者が完全子会社となった場合で、株式交換効力発生日等[21]において一定の要件に該当することについて経済産業大臣の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等[22]は、株式交換効力発生日等に、特別認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第11条第1項）[23]。

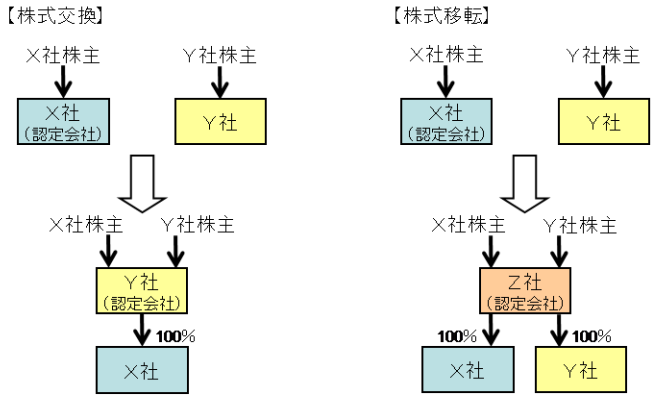

以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特別認定中小企業者をＸ社、特別認定中小企業者たる地位を承継する会社をＹ社（株式交換）又はＺ社（株式移転）といいます。

---

21 株式交換の効力発生日又は株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。

22 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社をいいます。

23 特別認定中小企業者が他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合には、当該特別認定中小企業者の株式等の全部を完全親会社が有することになり、施行規則第9条第2項第4号及び第5号により認定が取り消されることになります。しかし、株式交換等により完全子会社となった場合に須く認定が取り消されることとなると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるため、一定の場合に完全親会社が特別認定中小企業者たる地位を承継する旨を規定しています。

3. 株式交換等があった場合に認定を承継するための要件

一　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該特別認定中小企業者の代表者であること。

Ｘ社の経営承継相続人が、株式交換効力発生日等において、Ｙ社又はＺ社及びＸ社の代表者であることを意味します。

株式交換の場合には、Ｘ社の経営承継相続人が、株式交換と同時にＹ社の代表者に就任する場合と、従前からＹ社の代表者である場合があります。

株式移転の場合には、Ｘ社の経営承継相続人が、Ｚ社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

また、Ｘ社の経営承継相続人は、完全子会社となったＸ社の代表者であることも必要です。

ただし、合併の場合と同様に、Ｘ社の経営承継相続人がＹ社、Ｚ社又はＸ社の代表者であるものの、定款その他の規程によりその代表権を制限[24]されている場合は、本号に該当しません。

また、Ｘ社が認定を受けた後、その経営承継相続人が精神障害者保健福祉手帳（1 級）などの交付を受け、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときの取扱いについても、合併の場合と同様です（施行規則第 11 条第 2 項）。

二　当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特別認定中小企業者の経営承継相続人に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

Ｙ社又はＺ社が、株式交換等の対価としてＸ社の株主に対してＹ社又はＺ社の株式等以外の財産を交付した場合には、Ｙ社又はＺ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、合併の場合と同様に、株式交換等の比率を調整するために交付する金銭や経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

また、株式交換等に際して交付する株式に 1 株（又は 1 単元）未満の端数が生じたために当該端数の合計数に相当する株式を他に売却して、その代金をＡ社の株主又は社員（経営承継相続人を含む。）に交付した場合に、Ｙ社又はＺ社が特別認定中小企業者たる地位を承継することができないことも、合併の場合と同様です。

三　当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議

[24] 代表権の制限の例については、60 頁注 8 参照。

決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らないこと。

Ｘ社の経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてＹ社又はＺ社の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有するＹ社又はＺ社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

四　当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産運用型会社を除く。）のいずれにも該当すること。

Ｙ社又はＺ社が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、Ｙ社又はＺ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、施行規則第 9 条第 2 項第 12 号の解説（85 頁）を参照してください。

五　当該株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

Ｙ社又はＺ社の特別子会社（Ｘ社を含む。）が風俗営業会社に該当する場合には、Ｙ社又はＺ社は、特別認定中小企業者たる地位を承継することができません。

4. 株式交換等があった場合に認定を承継するための手続

株式交換完全親会社等が特別認定中小企業者たる地位を承継するためには、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、上記(1)の各要件に該当する旨を経済産業大臣に報告し（施行規則第 12 条第 5 項）、同大臣の確認を受けることが必要です（施行規則第 11 条第 1 項及び第 12 条第 6 項）

(1)　株式交換等報告書の記載要領

株式交換等報告書は、次の様式を使用してください。

様式第 12

株式交換等報告書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

（株式交換完全親会社等）
会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第5項の規定により、施行規則第11条第1項各号に掲げるいずれにも該当する旨を報告します。

記

1　株式交換完全親会社等

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
株式交換効力発生日等		年　月　日
承継の原因		
認定の年月日及び番号		年　月　日（　号）
株式交換完全親会社等	代表者氏名	代表者住所
株式交換完全子会社等	会社名	会社所在地
	代表者氏名	代表者住所
株式交換等により交付された財産		

直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証	特別子会社の株式又は持分（(*)を除く。）			(1)　円	(12)　円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*)			(2)　円	(13)　円

券及び持分	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自らの利用に供していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(9) 円	(20) 円
現預金等	現預金			(10) 円	(21) 円
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			(11) 円	(22) 円

特定資産の価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の総額	(24) 円	総収入金額	(27) 円
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占め	(25)=(23)/(24) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(28)=(26)/(27) %

る割合			

2　経営承継相続人について

株式交換効力発生日等における総株主等議決権数			(a)　　個
氏名			
住所			
株式交換効力発生日等における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計			(b)+(c)　　個 ((b)+(c))/(a)　　%
	株式交換効力発生日等における保有議決権数及び割合		(b)　　個 (b)/(a)　　%
	株式交換効力発生日等における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
				(c)　　個 (c)/(a)　　%

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　報告書の写し及び施行規則第 12 条第 5 項各号に掲げる書類を添付する。

4　報告者の経営承継相続人が当該報告者若しくはその株式交換完全子会社等（施行規則第 11 条第 1 項の規定による地位の承継前の特別認定中小企業者に限る。）の代表者でない場合又は当該報告者若しくはその株式交換完全子会社等が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えている場合であって、当該経営承継相続人が施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

5　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときは、その旨を証する書類を添付する。

6　報告者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　「承継の原因」については、株式交換又は株式移転のいずれかを記載する。
2　「株式交換完全子会社等」については、承継前に特別認定中小企業者であった者のみの事項を記載する。
3　単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
4　「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

「1　株式交換完全親会社等について」

①　「株式交換効力発生日等」には、株式交換契約書又は株式移転計画書に記載されている株式交換の効力発生日又は株式移転設立完全親会社の成立の日を記載してください。

②　「承継の原因」には、株式交換であるか、株式移転であるかを記載してください。

③　「認定の年月日及び番号」には、株式交換等により完全子会社となったＸ社が認定を受けた年月日（認定書に記載された年月日）及び番号を記載してください。

④　「株式交換完全親会社等」には、株式交換等により完全親会社となったＹ社又はＺ社の代表者の氏名及び住所を記載してください。

⑤　「株式交換完全子会社等」には、株式交換等により完全子会社となったＸ社の会社名、会社所在地、代表者の氏名及び住所を記載してください。

⑥　「株式交換等により交付した財産」には、「株式交換完全親会社の株式」など、具体的に記載してください。

⑦　「直近の事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」には、認定の申請書の記載要領に関する説明（71 頁以下）を参照してください。

　株式移転の場合には、株式移転設立完全親会社について「株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度」はありませんので、上記日付を空欄とし、明細表には、株式移転設立完全親会社の成立の日における資産の総額及びその内訳を記載してください。

「2　経営承継相続人について」

①　「株式交換効力発生日等における総株主等議決権数」には、株式交換効力発生日等におけるＹ社又はＺ社の総株主等議決権数を記載してください。

②　「氏名」及び「住所」には、経営承継相続人の氏名及び住所を記載してください。

③　「株式交換効力発生日等における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計」その他の欄には、それぞれ該当する事項を記載してください。同族関係者については、それぞれの同族関係者ごとに氏名（会社名）、住所（会社所在地）並びに保有議決権数及び割合を記載してください。

④　経営承継相続人がＹ社又はＺ社の代表者でない場合又は代表権を制限されている者

である場合には、欄外にその旨を付記し、施行規則第 9 条第 3 項各号のうち該当するものを記載してください。

（記載例） 経営承継相続人乙野二郎は代表者でないが、同人は、平成〇年〇月〇日に身体障害者手帳（1 級）の交付を受けている。

(2) 株式交換等報告書の添付書類

① 株式交換契約書又は株式移転計画書

② 株式交換完全親会社等の定款の写し

株式交換効力発生日等の時点において有効なＹ社又はＺ社の定款の写しを提出してください。会社法その他の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。

③ 株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等[25]の登記事項証明書

株式交換効力発生日等の後に作成されたＹ社又はＺ社及びＸ社の登記事項証明書を提出してください。

④ 株式交換完全親会社等の従業員数証明書

株式交換効力発生日等の直前におけるＹ社の従業員数証明書を提出してください。株式移転の場合には、株式交換効力発生日等の直前には会社が成立しておらず、従業員も存在しないため、従業員数証明書の提出は不要です。

⑤ 株式交換完全親会社等の株主名簿の写し（株式会社である場合）

株式交換効力発生日等の時点におけるＹ社又はＺ社の株主名簿の写しを提出してください。

⑥ 株式交換完全親会社等の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

例えば、Ｙ社の事業年度が毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合で、株式交換効力発生日が平成 21 年 9 月 1 日であるときには、平成 21 年 3 月期の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出してください。

株式移転の場合には、株式移転設立完全親会社の「株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度」はありませんので、株式移転設立完全親会社の成立の日における資産の価額の総額及びその内訳を記載した書面を提出してください。

⑦ 株式交換完全親会社等が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第 11 条第 1 項）	添付書類（第 12 条第 5 項）

[25] 株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社をいう。

第 1 号	特別認定中小企業者の経営承継相続人が株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等の代表者であること。	・登記事項証明書[第 3 号] ・定款の写し（代表権の制限）[第 2 号] ・(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険の被保険者証）[第 11 条第 2 項]
第 2 号	株式交換完全親会社等の株式等以外の財産が交付されていないこと。	・株式交換契約書又は株式移転計画書[第 1 号]
第 3 号	特別認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該特別認定中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らないこと。	・登記事項証明書[第 3 号] ・株主名簿の写し（株式会社の場合）[第 5 号] ・定款の写し（持分会社の場合）[第 2 号]
第 4 号	株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれにも該当しないこと。	・誓約書（上場会社等、風俗営業会社）[第 7 号] ・貸借対照表、損益計算書（資産保有型会社、資産運用型会社）[第 6 号]
第 5 号	株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	・誓約書[第 8 号]

5. 認定の承継の効果

株式交換完全親会社等であるＹ社又はＺ社が特別認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、Ｙ社又はＺ社は、施行規則第 12 条第 1 項に基づく報告をする必要があります。

また、Ｙ社又はＺ社が施行規則第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることになります。この場合、認定の取消事由、報告事項及び報告の際の添付書類については、次のように読み替えられます（施行規則第 11 条第 3 項）。

(1)　認定の取消事由

①　代表者（施行規則第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号）

経営承継相続人は、Ｙ社又はＺ社の代表者であるとともに、完全子会社となったＸ社の代表者であることが必要で、いずれかの会社の代表者を退任し、又はその代表権を制限した場合には、認定が取り消されます。

ただし、精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けた場合などには、代表者を退任し、又は代表権を制限した場合であっても、認定が取り消されることはありません。

②　常時使用する従業員の数（施行規則第 9 条第 2 項第 3 号）

認定の取消事由のうち常時使用する従業員の数に関する規定（同項第 3 号）については、従業員数起算日におけるＸ社の従業員数と株式交換効力発生日等の直前のＹ社（株式交換の場合。株式移転の場合は、Ｚ社は新設会社であるから、株式移転設立完全親会社の株式交換効力発生日等の直前の従業員は存在しません。）の従業員数の合計数に対する報告基準日におけるＹ社又はＺ社の従業員数の割合が 80%を下回ることと読み替えられます。

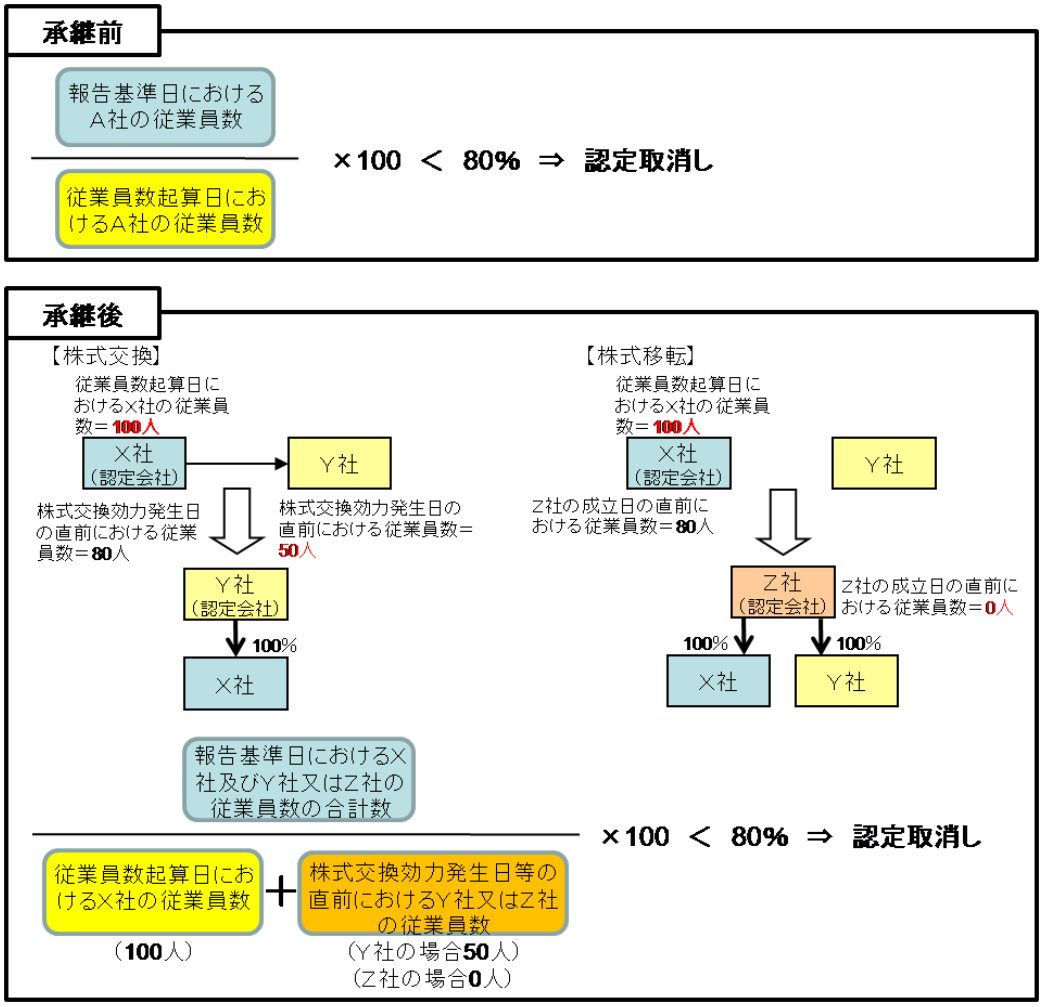

③　株式等の譲渡（施行規則第 9 条第 2 項第 8 号）

経営承継相続人がＹ社又はＺ社の株式等を譲渡した場合だけでなく、Ｙ社又はＺ社がＸ社の株式を上とし、完全親子会社関係がなくなった場合にも、認定が取り消されます。

(2)　報告事項及び報告の際の添付書類

①　代表者（施行規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 3 号）

Ｙ社又はＺ社の代表者のほか、完全子会社となったＸ社の代表者を報告し、これを証するため、両社の登記事項証明書を提出してください。

②　常時使用する従業員の数（施行規則第 12 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 4 号）

Ｙ社又はＺ社の常時使用する従業員の数と完全子会社となったＸ社の常時使用する従業員の数の合計数を報告し、これを証するため、両社の従業員数証明書を提出してください。

③　特別認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数（施行規則第 12 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号又は第 3 号）

Ｙ社又はＺ社の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数のほか、完全子会社となったＸ社の株主の氏名及びその有する株式に係る議決権の数を報告し、これを証する株主名簿の写し（株式会社の場合）又は定款の写し（持分会社の場合）を提出してください。

第 7 節　計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認（法第 15 条、施行規則第 14 条～17 条、附則第 2 条）

1. 計画的な承継に係る取組について

現経営者の生前に後継者を確定し、自社株式や事業用資産を計画的に後継者に承継させることは極めて重要です。予め後継者を確定しておくことで、相続後の後継者の地位を巡る争いを防止できます。加えて、徐々に経営権を後継者に移転することで、社内や取引先・金融機関との関係も円滑に構築することが可能になります。

なお、計画的な事業承継に関する取組を促進する観点から、基本的には、計画的承継に係る取組に関して経済産業大臣の確認を受けていることが事業承継税制の適用のベースとなる経済産業大臣の認定要件になりますが、以下のケースについては、確認を受けていなくとも経済産業大臣の認定を受けることができます。

①　被相続人（先代経営者）が 60 歳未満で死亡した場合

一般的に、経営者が後継者に対して事業の承継を開始する年齢は 60 歳と言われてお

り、経営者が 60 歳未満の場合にまで、計画的な事業承継に係る取組を行っていたことを経済産業大臣の認定要件として求めることは酷と考えられることによるものです。

② 相続人（後継者）が、被相続人の死亡の直前において役員であり、かつ、その時点において有していた議決権株式と公正証書遺言により取得した議決権株式とを合算すると発行済議決権株式総数の過半数である場合

相続人が役員であり、かつ、公正証書遺言により取得した議決権株式を含めると発行済議決権株式総数の過半数を有している場合には、実質的に計画的な事業承継に係る取組を行っていたと言え、また、後継者の地位を巡る紛争も生じる可能性が極めて低いと考えられることによるものです。遺言の形式不備等により無効になるおそれがなく、また、原本は、公正役場で保存されるため、偽造のおそれがないことから、自筆証書遺言ではなく、公正証書遺言に限定しています。

なお、「合算すると発行済議決権株式総数の過半数である場合」については、公正証書遺言により取得した議決権株式がなくても、被相続人の死亡の直前に既に発行済議決権株式総数の過半数を有している場合も該当します。

③ 平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日の間に発生した相続の場合

法の施行間もない間は、計画的承継に係る取組に関して経済産業大臣の確認を受けていることを認定要件とすることは酷と考えられるためです。ただし、経済産業大臣の確認は認定要件とはなりませんが、相続人が以下のいずれかの条件に合致することが認定要件となります（施行規則附則第 2 条第 1 項）。以下のいずれかの条件に合致する場合には、実質的に計画的承継に係る取組を行っていたと考えられるからです。

- 相続人が先代経営者（被相続人）の死亡の前に役員に就任していたこと。
- 相続人が先代経営者の死亡の前に、自社株式や自社の事業用資産の贈与を受けていたこと。
- 上記のほか、実質的に計画的承継に係る取組を行っていたと認められること（例：公正証書遺言により、相続人が自社株式を取得した場合）。

なお、上記期間に限り、後述する「新たに特定後継者となることが見込まれる者」についても、宥恕措置が設けられています（施行規則附則第 2 条第 2 項）。

2. 経済産業大臣の確認を受けるための要件（施行規則第 14 条）

一　当該中小企業者が会社であること。
二　当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

経済産業大臣の確認は、事業承継税制の適用のベースとなるもののため、会社形態であることや上場会社等・風俗営業会社に該当しないことが要件となっています。

三　当該中小企業者に、次に掲げるいずれかに該当する者（2人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた1人に限る。以下「特定後継者」という。）がいること。

イ　当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

ロ　当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

後継者が 2 人以上いる場合も想定されますが、複数の後継者に対して支援措置を講じることは、株式の分散による経営の不安定化を招来する可能性があり、また、世代を経る毎に株式が「ねずみ算的」に分散するおそれがあります。このため、特定後継者を 1 つの会社で 1 人に限定しています。特定後継者はイ又はロのいずれかに該当する必要がありますが、イは後継者がまだ代表者に就任していないケース、ロは後継者が既に代表者に就任しているケースを意味しています。なお、後継者が事業承継を行う相手方が既に代表者を退任しているケースも想定されることから、「代表者（代表者であった者を含む。）」としています。

四　当該中小企業者に、次に掲げるいずれかに該当する者であって、その親族に特定後継者がいるもの（2人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた1人に限る。以下「特定代表者」という。）がいること。

後継者が事業承継を行う相手方（特定代表者）に関する基準です。「その親族に特定後継者がいるもの」と規定している理由は、事業承継税制の適用対象者が、先代経営者の親族である場合に限定されていることを念頭においたものです。なお、特定代表者は、以下のイ又はロのいずれかに該当する者であることが必要です。

イ　当該中小企業者の代表者（前号イの代表者又はロの他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らないもの

後継者が事業承継を行う相手方（特定代表者）が代表者であるケースについての要件です。特定後継者との関係を明確化するために、「前号イの代表者又はロの他の代表者に限」るとしています。また、代表権が制限されている場合は、経営者とは言えないため、特定

代表者の要件を満たしません。特定代表者の要件を満たすためには、同族関係者と合わせて総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主であることが必要ですが、既に特定後継者に株式等を生前贈与しているケースも想定されるため、筆頭株主に係る要件においては、「当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）」と規定しています。

ロ　当該中小企業者の代表者であった者であって、次に掲げるいずれにも該当するもの

(1)　当該代表者であった者が、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者

(2)　代表者であった時において、当該代表者であった者が、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者

後継者が事業承継を行う相手方（特定代表者）が既に代表者を退任しているケースについての要件です。特定代表者の要件を満たすためには、同族関係者と合わせて総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者（特定後継者を除く。）の中で筆頭株主であることが求められますが、代表者であった時点（(1)の規定）と現時点（(2)の規定）のいずれの時点でも要件を満たすことが必要であります。

五　特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

特定代表者から特定後継者への事業承継を円滑に進めるためには、特定代表者が保有している株式や事業用資産について、どのタイミングでどの程度（分量等）特定後継者に移転させるか予め決めておくことが重要です。

六　特定後継者が死亡した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者又は特定後継者の親族に限る。以下同じ。）がいること。

特定代表者が死亡した後の後継者（特定後継者）を決めておくことが基本ですが、特定後継者が高齢である場合もありますので、特定後継者の次の特定後継者（新たに特定後継者となることが見込まれる者）を予め決める場合を想定した規定になります。

七　前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が経済産業大臣の指導及び助言を特に必要としていること。

第1号から第6号までは、事業承継税制の適用のベースとなる経済産業大臣の認定要件としての大臣の確認を受けるための要件になりますが、施行規則第14条は、法第15条の大臣の指導及び助言の対象を確定するための規定です。第1号から第6号までの要件を規定しただけでは、個人事業主を始め、事業承継税制の適用と関係のない中小企業者が大臣の指導及び助言を受けることができなくなります。このため、第7号として包括的な要件を規定しています。

3. 確認を申請するための手続（施行規則第15条）

事業承継税制の適用のベースとなる経済産業大臣の認定要件としての大臣の確認を受けるためには、上記①の要件（施行規則第14条第1号から第5号まで。新たな特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、第1号から第6号まで。）に該当することについて、申請を行う必要があります。

(1)　確認申請書の記載要領

確認申請書は、次の様式を使用してください。

様式第14

施行規則第15条第2項の規定による確認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第15条第1項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　会社について

主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2　特定後継者について

氏名	
住所	
会社における地位	
申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

3　特定代表者について

<table>
<tr><td colspan="3">確認申請日における総株主等議決権数</td><td colspan="2">(a)　個</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">代表者であった時期</td><td colspan="2">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定後継者との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">確認申請日における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計</td><td>(b)+(c)　個
((b)+(c))/(a)　%</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">確認申請日における保有議決権数及び割合</td><td>(b)　個
(b)/(a)　%</td></tr>
<tr><td>確認申請日における同族関係者</td><td>氏名(会社名)</td><td>住所(会社所在地)</td><td>保有議決権数及び割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(c)　個
(c)/(a)　%</td></tr>
<tr><td colspan="5">（注）以下は確認申請日において、特定代表者が施行規則第14条第4号イに該当する場合には空欄とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主又は総社員の議決権の数の100分の50を超える数を有していた時期(*)</td><td colspan="2">年　月　日から　月　年　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">(*)の時期における株主等議決権数</td><td colspan="2">(d)　個</td></tr>
<tr><td colspan="3">(*)の時期における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計</td><td>(e)+(f)　個
((e)+(f))/(d)　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">(*)の時期における保有議決権数及び割合</td><td>(e)　個
(e)/(d)　%</td></tr>
</table>

(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
			(f)　　個 (f)/(d)　　%

4　新たに特定後継者になることが見込まれる者について

氏名	
住所	
会社における地位	
特定後継者又は特定代表者との続柄	
申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　申請書の写し及び施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

（記載要領）

1　単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。

2　「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

3　「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。

① 「2　特定後継者について」、「4　新たに後継者となることが見込まれる者」の欄の中で、「会社における地位」については、「常務取締役」、「総務課長」、「社員」といった会社における役職を記載してください。まだ、入社していない場合には、「社外」と記載してください。

② 「2　特定後継者について」の欄の中で、「特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容」には、資産ごとに、相続（又は遺贈）による取得か、生前贈与による取得かの別が分かるようにした上で簡単に記載してください。なお、あくまで、現時点での見込みですので、実際の取得と異なることがあっても問題はありません。ただし、確認申請の際の添付書類である「特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画に関する書類」（施行規則第 15 条第 2 項第 7 号）との整合性はとってください。

（記載例）

特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	現時点で特定代表者が有する申請者の株式 うち半分：贈与 残り半分：相続 本社の土地・建物の所有権：相続

③ 「4. 新たに特定後継者となることが見込まれる者について」の欄の中で、「特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容」は、上記②に倣って記載してください。

（記載例）

特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	特定後継者が死亡した場合 特定後継者が保有する申請者の株式及び事業用資産等：相続

④ 「3. 特定代表者について」の欄のうち、（注）より下の欄については、確認申請日において、先代代表者がすでに代表者を退任している場合にのみ、記載してください。

(2) 確認申請書の添付書類

① 定款の写し

確認申請日時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。

② 特定代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合には、特定代表者が当該中小企業者の代表者であった旨の記載のある登記事項証明書及び代表者であった時における当該中小企業者の株主名簿の写し

持分会社である場合には、定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。）を提出してください。

③ 登記事項証明書

確認申請日の前3月以内に作成されたものを提出してください。

④ 上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑤ 当該中小企業者が株式会社である場合には、確認申請日における株主名簿の写し

②の株主名簿とは時点が異なることに注意してください。

⑥ 特定代表者の親族の戸籍謄本等

特定後継者が特定代表者の親族であることと、発行済議決権株式を有する親族を明らかにするための戸籍謄本等が必要になります。新たに特定後継者となることが

見込まれる者がいることについても確認を受ける場合には、新たに特定後継者となることが見込まれる者が特定代表者か特定後継者の親族であることを明らかにするための戸籍謄本等も必要になります。

⑦　具体的な計画に関する書類

具体的な計画に関する書類としては、以下のようなものが想定されます。なお、本書類は特定代表者名で作成してください。

※イメージ

事業承継計画

平成〇年〇月〇日作成
経済太郎　印

１．経済太郎（〇〇株式会社に係る特定代表者）が有する〇〇株式会社の議決権株式及び事業用資産等の状況

（１）議決権株式：2万株

（２）事業用資産等（不動産）
本社の土地・建物（●●県△△市◇◇町）
工場の土地・建物（××県□□市◆◆町）

（３）事業用資産等（不動産以外）
自社への貸付金：1,000万円

２．上記議決権株式及び事業用資産の特定後継者〇〇〇〇への承継スケジュール

（１）議決権株式
1万株を生前贈与、残り1万株を相続により承継

（２）事業用資産等（不動産）
本社の土地・建物（●●県△△市◇◇町）については生前贈与、工場の土地・建物（××県□□市◆◆町）については相続により承継

（３）事業用資産等（不動産以外）
自社への貸付金1,000万円については相続により承継。

⑧　上記以外に参考となる書類

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第 14 条）			添付書類（第 15 条第 2 項）
第 1 号		会社であること。	定款の写し［第 1 号］ 登記事項証明書[第 3 号]
第 2 号		上場会社又は風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（上場会社等、風俗営業会社等）［第 4 号］
第 3 号		イ又はロに該当する者がいること。	
	イ	・代表者が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であること。 ・代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により株式等及び事業用資産を取得することが見込まれる者であること。	・株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画［第 7 号］
	ロ	・代表者であること。 ・他の代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれ者であること。	・登記事項証明書［第 3 号］ ・株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画［第 7 号］
第 4 号		イ又はロに該当する者であって、親族に特定後継者がいること。	・戸籍謄本等［第 6 号］
	イ	・代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。 ・同族過半数筆頭であること。	・定款の写し［第 1 号］ ・確認申請日における株主名簿の写し［第 5 号］
	ロ	（1）及び（2）に該当する代表者であったこと。	・特定代表者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書［第 2 号］
		（1） 同族過半数筆頭（特定後継者を除く。）であること。	・株式会社の場合は、確認申請日の株主名簿の写し［第 5 号］ ・持分会社の場合は、定款の写し［第 1 号］
		（2） 代表者（代表権を制限されている者を除く。）であった時において同族過半数筆頭（特定後継者を除く。）であったこと	・株式会社の場合は、代表者であった時の定款の写し及び株主名簿の写し［第 2 号］ ・持分会社の場合は、定款の写し［第 1 号］
第 5 号		株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。	株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画［第 7 号］
第 6 号		特定後継者が死亡した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者(特定代表者又は特定後継者の親族に限る。)がいること。	・戸籍謄本等［第 6 号］

4. 確認内容を変更するための手続（施行規則第 16 条）

特定後継者や新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更する場合には、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。ただし、特定代表者の死亡後は、特定後継者を変更できません。また、「特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画」についても変更の確認を受けることができますが、任意の手続であり、必須ではありません。なお、特定代表者の変更については、会社の実質的な経営者の変更を意味するものであり、既に受けた確認の変更の範囲を超えるものであるため、次に記述する確認の取消しを受けてから、再度、新たな確認の申請を行ってください。

確認の変更の申請書は、次の様式を使用してください。

様式第 17

施行規則第 16 条第 3 項の規定による変更確認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

会 社 所 在 地
会　　社　　名
代表者の氏名　　印

　　年　　月　　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 15 条第 1 項の確認について、下記のとおり変更したいので、施行規則第 16 条第 1 項（又は第 2 項）の確認を申請します。

記

1　変更事項
2　変更内容

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2　申請者の写し及び施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項で準用される第 15 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
（記載要領）

1　「特定後継者」、「新たに特定後継者となることが見込まれる者」又は「具体的な計画」を併せて変更する場合には、該当事項について並べて記載する。
2　「変更内容」については、変更前後を対比して記載する。

（記載例）
１．変更事項　特定後継者の変更
２．変更内容
　変更前の特定後継者　経済次郎
　変更後の特定後継者

氏名	経済三郎
住所	●●県△△市◇◇町
会社における地位	常務取締役
特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	現時点で特定代表者が有する申請者の株式 うち半分：贈与 残り半分：相続 本社の土地・建物の所有権：相続

5. 確認の取消しについて（施行規則第 17 条）

確認の取消しについては、特定後継者が死亡した場合（新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合は除く。）や不正の手段により確認を受けたことが判明した場合のように経済産業大臣が主体的に取り消す場合のほか、取消申請に基づく場合もあります。例えば、株式の譲渡等により会社の実質的な経営者たる特定代表者が替わり、新たに確認を受けようとする場合には、一旦、確認の取消しを受けてから、再度、新たな確認の申請を行うことになります。

確認の取消しの申請書は、次の様式を使用してください。

様式第 18

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認取消申請書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　印

　　年　　月　　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第15条第1項の確認を取り消されたいので、施行規則第17条第2項の規定により確認の取消しを申請します。

記

確認書の年月日及び番号

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2　申請書の写しを添付する。
（記載要領）
「確認書の年月日及び番号」については、施行規則第16条第1項又は第2項の確認を受けている場合には、当該確認に係る確認書の年月日及び番号を並べて記載する。